

令和 7 年 6 月 2 4 日 提 出

半 田 市 議 会 定 例 会 議 案

令和7年第5回半田市議会定例会議案目録

議案番号	件 名	ページ
報告10	専決処分の報告について（職員が関係する事故の和解及び損害賠償の額の決定）	5
報告11	専決処分の報告について（工事請負契約の変更）	7
報告12	専決処分の報告について（工事請負契約の変更）	11
報告13	半田市土地開発公社の経営状況について	15
報告14	地方独立行政法人知多半島総合医療機構の経営状況について	35
報告15	令和6年度半田市一般会計事故繰越しの繰越しについて	73
報告16	令和6年度半田市一般会計繰越明許費の繰越しについて	77
報告17	令和6年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計継続費の繰越しについて	83
報告18	令和6年度半田市ＪＲ半田駅前土地区画整理事業特別会計繰越明許費の繰越しについて	85
報告19	令和6年度半田市水道事業会計予算の繰越しについて	89
報告20	令和6年度半田市下水道事業会計予算の繰越しについて	97
53	令和7年度半田市一般会計補正予算第2号	105
54	令和7年度半田市下水道事業会計補正予算第1号	127
55	半田市学校給食センター設置条例の一部改正について	137
56	半田市高度先端産業立地促進条例の一部改正について	141
57	長根西住宅解体工事（週休2日）請負契約の締結について	143
58	半田市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	149
59	半田市副市長の選任について	153

報告第10号

専決処分の報告について（職員が関係する事故の和解及び損害賠償の額の決定）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月24日提出

半田市長 久 世 孝 宏

専決処分書

令和7年4月14日半田市成岩本町一丁目地内で発生した車両損傷事故における和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年5月19日専決

半田市長 久 世 孝 宏

和解及び損害賠償の額の決定について

1 和解の内容

本件車両損傷事故の責任割合において、半田市は、損害賠償の相手方に対し、車両修繕費の全額を負担し、損害賠償の責めを負うものとする。

2 損害賠償の額

金3,718円

3 損害賠償の相手方

半田市成岩本町一丁目121番地

株式会社サワダ自動車

報告第11号

専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、工事請負契約の変更について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月24日提出

半田市長 久 世 孝 宏

- 1 工 事 名 （仮称）成岩地域交流施設建設工事（週休2日）
- 2 工 事 場 所 半田市成岩本町二丁目1番地
- 3 変更前請負契約金額 金231,000,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金21,000,000円）
- 4 変更後請負契約金額 金233,563,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金21,233,000円）
- 5 変更による契約金増減額（増額） 金2,563,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金233,000円）
- 6 請負契約者 半田市幸町一丁目30番地
株式会社沢田工務店
代表取締役 澤田 貞雄

令和7年6月9日専決

半田市長 久 世 孝 宏

工 事 請 負 変 更 契 約 書

1. 工 事 名 (仮称) 成岩地域交流施設建設工事 (週休2日)
2. 路線等の名称 なし
3. 工 事 場 所 半田市成岩本町二丁目1番地
4. 工 事 概 要 別添変更設計書、仕様書及び図面のとおり
5. 工 期 原契約書のとおり
6. 変更前契約金額 金231,000,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金21,000,000円)
7. 変更後契約金額 金233,563,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金21,233,000円)
8. 変更額 増 額 金2,563,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金233,000円)
9. 特に定めた条件 原契約書のとおり

令和7年5月23日付けで締結した工事請負契約について、上記のとおり変更するものとする。

ただし、変更契約についても当初の契約書に記載された条項を遵守するものとする。

以上契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和7年6月9日

発 注 者 半田市東洋町二丁目1番地
半 田 市
半田市長 久世 孝宏

受 注 者 愛知県半田市幸町一丁目30番地
株式会社沢田工務店
代表取締役 澤田 貞雄

電子契約済

変 更 概 要

本工事の予定価格は、国が示す公共工事設計労務単価を適用し積算しているが、全国的な人手不足の影響で労務費が引き上げられたことに伴い、国、県に準じ、「公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置」に基づき、新労務単価で再計算を行い、請負代金の変更を行うものである。

※公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置

令和7年3月1日以降に契約を締結した工事のうち、令和6年度労務単価で予定価格を積算した工事について、契約後に請負業者からの請求に基づき、令和7年度労務単価を用いて再積算し、契約金額の変更を認めるもの。

報告第12号

専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、工事請負契約の変更について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月24日提出

半田市長 久世孝宏

- 1 工 事 名 旧学校給食センター解体工事（週休2日）
- 2 工 事 場 所 半田市向山町一丁目30番地
- 3 変更前請負契約金額 金135,960,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金12,360,000円）
- 4 変更後請負契約金額 金137,753,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金12,523,000円）
- 5 変更による契約金増減額（増額） 金1,793,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金163,000円）
- 6 請負契約者 名古屋市西区新道一丁目2番18号－605号
北村組有限会社 名古屋支店
取締役支店長 岸田 誠司

令和7年6月10日専決

半田市長 久世孝宏

工 事 請 負 変 更 契 約 書

1. 工 事 名 旧学校給食センター解体工事（週休2日）
2. 路線等の名称 なし
3. 工 事 場 所 半田市向山町一丁目30番地
4. 工 事 概 要 別添変更設計書、仕様書及び図面のとおり
5. 工 期 原契約書のとおり
6. 変更前契約金額 金135,960,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金12,360,000円）
7. 変更後契約金額 金137,753,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金12,523,000円）
8. 変更額 増 額 金1,793,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金163,000円）
9. 特に定めた条件 原契約書のとおり

令和7年6月5日付けで締結した工事請負契約について、上記のとおり変更するものとする。

ただし、変更契約についても当初の契約書に記載された条項を遵守するものとする。

以上契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和7年6月10日

発 注 者 半田市東洋町二丁目1番地
半 田 市
半田市長 久世 孝宏

受 注 者 名古屋市西区新道一丁目2番18号－605号
北村組有限会社 名古屋支店
取締役支店長 岸田 誠司

電子契約済

変 更 概 要

本工事の予定価格は、国が示す公共工事設計労務単価を適用し積算しているが、全国的な人手不足の影響で労務費が引き上げられたことに伴い、国、県に準じ、「公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置」に基づき、新労務単価で再計算を行い、請負代金の変更を行うものである。

※公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置

令和7年3月1日以降に契約を締結した工事のうち、令和6年度労務単価で予定価格を積算した工事について、契約後に請負業者からの請求に基づき、令和7年度労務単価を用いて再積算し、契約金額の変更を認めるもの。

報告第13号

半田市土地開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、半田市土地開発公社の経営状況（令和6年度決算等）を説明する書類を別紙のとおり提出する。

令和7年6月24日提出

半田市長 久世孝宏

令和6年度 半田市土地開発公社

1. 事業報告書

(1)事業の概要

はじめに、全国の地価の動向について、国土交通省の「令和7年地価公示の概要」によると、景気が緩やかに回復している中、地域や用途により差があるものの、三大都市圏では上昇幅が拡大し、地方圏でも上昇傾向が継続するなど、全体として上昇基調が続いています。

次に、当公社構成市町の地価の状況として、はじめに半田市では、住宅地で1.9%（前年1.9%）、商業地が1.8%（前年0.4%）工業地が3.5%（前年3.4%）と増加しています。また、東浦町の住宅地は3.6%（前年3.8%）、阿久比町の住宅地は3.8%（前年2.2%）、武豊町の住宅地は0.6%（前年0.6%）と増加が続いているものの、南知多町の住宅地△3.7%（前年△5.7%）や美浜町の住宅地△1.8%（前年△2.2%）では下落が続いています。

次に、当公社における令和6年度の事業実績については、土地の取得が、東浦町の公有用地1事業で、面積90.51㎡、金額8,842,827円、土地の処分に関しては、半田市で公有用地1事業、武豊町で代行用地1事業の合計2事業で、面積1,501.88㎡、金額120,242,857円（うち補償費等74,231,232円）でした。

そのほか、土地の取得に要する新たな資金の借入と資金の借換に際しては、入札を行うことで、金融機関の利率競争による借入金利の軽減を図るとともに、保有土地の適正な維持・管理にも努めました。

今後とも当公社の業務遂行にあたっては、健全な運営に留意しつつ、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与すべく、事業の推進に一層努力してまいります。

以下に令和6年度における事業の執行状況等をお示し致します。

(2)役員会に関する事項

会 議 名	開 催 年 月 日	付 議 事 項
第 86 回 監 事 会	令 和 6 年 5 月 9 日	令和 5 年度決算監査
第 147 回 理 事 会	令 和 6 年 5 月 24 日	令和 5 年度半田市土地開発公社決算の認定
第 87 回 監 事 会	令和 6 年 10 月 24 日	令和 6 年度中間決算監査
第 148 回 理 事 会	令 和 7 年 2 月 6 日	1. 令和 6 年度半田市土地開発公社事業計画の変更 2. 令和 6 年度半田市土地開発公社補正予算第 1 号 3. 令和 7 年度半田市土地開発公社事業計画 4. 令和 7 年度半田市土地開発公社予算

(3)役員に関する事項

就 任	
異 動 年 月 日	役 員 名
令 和 6 年 4 月 1 日	理 事 伊 藤 奈 美

辞 任	
異 動 年 月 日	役 員 名
令 和 6 年 3 月 31 日	理 事 坂 元 照 幸

(4)土地の取得に関する事項

		事業名	面積 (㎡)	金額 (円)	摘要
公有用地	東浦町	町道吉田線道路整備事業	90.51	8,842,827	
		計	90.51	8,842,827	
		公有用地小計	90.51	8,842,827	
		合計	90.51	8,842,827	

(5)土地の処分に関する事項

		事業名	面積 (㎡)	金額 (円)	摘要
公有用地	半田市	高架側道整備事業 (JR武豊線連続立体交差化事業)	239.88	90,943,677	うち補償費等 74,231,232円
		計	239.88	90,943,677	
		公有用地小計	239.88	90,943,677	
代行用地	武豊町	武豊町総合公園整備事業	1,262.00	29,299,180	
		計	1,262.00	29,299,180	
		代行用地小計	1,262.00	29,299,180	
		合計	1,501.88	120,242,857	うち補償費等 74,231,232円

(注) 公有用地・・・公有地取得事業にあたり、公社が所有権を取得した土地

代行用地・・・公有地取得事業にあたり、農地法上の制限により公社が登記名義人となる
ことが困難な場合などに、直接地方公共団体に所有権を取得させた土地

２．貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部		
1.	流 動 資 産	
(1)	現金及び預金	77,090,622
(2)	公有用地	535,767,474
(3)	代行用地	152,357,599
	流 動 資 産 合 計	765,215,695
2.	固 定 資 産	
(1)	投資その他の資産	
ア.	長期性預金	15,000,000
	投資その他の資産合計	15,000,000
	固 定 資 産 合 計	15,000,000
	資 産 合 計	780,215,695
負 債 の 部		
1.	流 動 負 債	
(1)	未払費用	3,680,455
(2)	預り金	260
	流 動 負 債 合 計	3,680,715
2.	固 定 負 債	
(1)	長期借入金	688,125,073
	固 定 負 債 合 計	688,125,073
	負 債 合 計	691,805,788
資 本 の 部		
1.	資 本 金	
(1)	基本財産	15,000,000
	資 本 金 合 計	15,000,000
2.	準 備 金	
(1)	前期繰越準備金	76,916,711
(2)	当期純損失	3,506,804
	準 備 金 合 計	73,409,907
	資 本 合 計	88,409,907
	負 債 資 本 合 計	780,215,695

(注) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 公有用地・・・個別法による原価法
 代行用地・・・・・・ //

3. 損 益 計 算 書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

1. 事 業 収 益

(1) 公有地取得事業収益	<u>120,638,395</u>	120,638,395
---------------	--------------------	-------------

2. 事 業 原 価

(1) 公有地取得事業原価	120,242,857	<u>120,242,857</u>
---------------	-------------	--------------------

事業総利益		395,538
-------	--	---------

3. 販売費及び一般管理費

(1) 販売費及び一般管理費	3,959,577	<u>3,959,577</u>
----------------	-----------	------------------

事業損失		3,564,039
------	--	-----------

4. 事 業 外 収 益

(1) 受取利息	57,235	<u>57,235</u>
----------	--------	---------------

経常損失		3,506,804
------	--	-----------

当期純損失		<u><u>3,506,804</u></u>
-------	--	-------------------------

4. キャッシュ・フロー計算書 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

1. 事業活動によるキャッシュ・フロー

(1) 公有地取得事業収入	120,638,395
(2) 土地造成事業収入	0
(3) その他事業収入	0
(4) 公有地取得事業支出	△37,488,076
(5) 土地造成事業支出	0
取得にかかる支出	0
管理にかかる支出	0
(6) その他事業支出	0
(7) 人件費支出	△23,100
(8) その他の業務支出	△2,928,707
小計	80,198,512
(9) 利息の受取額	57,235
(10) 利息の支出額	0
事業活動によるキャッシュ・フロー計	<u>80,255,747</u>

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

(1) 有形固定資産の取得による支出	0
(2) 有形固定資産の売却による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー計	<u>0</u>

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 長期借入れによる収入	391,571,670
(2) 長期借入金の返済による支出	△474,326,451
財務活動によるキャッシュ・フロー計	<u>△82,754,781</u>

4. 現金及び現金同等物減少額	<u>△2,499,034</u>
5. 現金及び現金同等物期首残高	<u>79,589,656</u>
6. 現金及び現金同等物期末残高	<u><u>77,090,622</u></u>

(注) 現金及び預金	<u>77,090,622</u>
3ヵ月を超える定期預金	<u>△70,000,000</u>
	7,090,622

5. 財 産 目 録

資 産		(単位：円)
科 目	摘 要	金 額
1 流動資産		765,215,695
(1)現金及び預金		77,090,622
	普通預金	7,090,622
	三菱UFJ銀行 半田支店	7,090,622
	定期預金	70,000,000
	西尾信用金庫 半田支店	30,000,000
	碧海信用金庫 半田支店	30,000,000
	あいち知多農業協同組合 半田支店	10,000,000
(2)公有用地	北条向山線道路用地取得事業 始め6事業	535,767,474
(3)代行用地	石浜ポンプ場建設用地取得事業 始め2事業	152,357,599
2 固定資産		15,000,000
(1)投資その他の資産		15,000,000
	長期性預金	15,000,000
資産の部合計		780,215,695

負 債		(単位：円)
科 目	摘 要	金 額
1 流動負債		3,680,715
(1)未払費用	一般管理費分	3,680,455
(2)預り金		260
	預り金	260
	源泉所得税預り金	260
2 固定負債		688,125,073
(1)長期借入金		688,125,073
	長期借入金	688,125,073
	(半田市事業)	
	あいち知多農業協同組合 半田支店	48,510,805
	(東浦町事業)	
	岡崎信用金庫 刈谷支店	25,349,467
	あいち知多農業協同組合 東浦支店	75,299,421
	(武豊町事業)	
	あいち知多農業協同組合 武豊支店	538,965,380
負債の部合計		691,805,788
差引純資産		88,409,907

6. 決算報告書

(1) 収益の収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額		
	当初予算額	補 正 額	合 計
第1款 事業収益	123,443,000	0	123,443,000
第1項 公有地取得事業収益	123,443,000	0	123,443,000
第1目 公有用地売却収益	93,748,000	0	93,748,000
第2目 代行用地売却収益	29,695,000	0	29,695,000
第2款 事業外収益	23,000	0	23,000
第1項 受取利息	23,000	0	23,000
第1目 受取利息	23,000	0	23,000
第1節 預金利息	23,000	0	23,000
収 入 合 計	123,466,000	0	123,466,000

支 出

区 分	予 算 額		
	当初予算額	補 正 額	予備費充用及び 流用増減額
第1款 事業原価	123,048,000	0	△275,455
第1項 公有地取得事業原価	123,048,000	0	△275,455
第1目 公有用地売却原価	93,748,000	0	△275,455
第2目 代行用地売却原価	29,300,000	0	0
第2款 販売費及び一般管理費	3,752,000	0	275,455
第1項 販売費及び一般管理費	3,752,000	0	275,455
第1目 人件費	43,000	0	0
第1節 報酬	43,000	0	0
第2目 経費	3,709,000	0	275,455
第2節 旅費	4,000	0	0
第4節 需用費	60,000	0	0
第5節 役務費	14,000	0	0
第7節 委託料	155,000	0	0
第9節 負担金補助及び交付金	3,405,000	0	275,455
第11節 公租公課	71,000	0	0
支 出 合 計	126,800,000	0	0

(単位：円)

決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
120,638,395	△2,804,605	
120,638,395	△2,804,605	
90,943,677	△2,804,323	1 事業 239.88㎡
29,694,718	△282	1 事業 1,262.00㎡
57,235	34,235	
57,235	34,235	
57,235	34,235	
57,235	34,235	定期預金、普通預金利息
120,695,630	△2,770,370	

(単位：円)

決 算 額	不用額	備 考
120,242,857	2,529,688	
120,242,857	2,529,688	
90,943,677	2,528,868	1 事業 高架側道： 239.88㎡
29,299,180	820	1 事業 総合公園：1,262.00㎡
3,959,577	67,878	
3,959,577	67,878	
23,100	19,900	
23,100	19,900	役員報酬
3,936,477	47,978	
0	4,000	
44,928	15,072	消耗品等
9,254	4,746	郵便料等
130,840	24,160	理事登記委託料、保守料
3,680,455	0	事務負担金、ETC使用料
71,000	0	法人市県民税
124,202,434	2,597,566	

(2) 資本的收入及び支出

収 入

区 分	予 算 額		
	当初予算額	補 正 額	合 計
第1款 資本的收入	386,676,000	46,644,000	433,320,000
第1項 長期借入金	386,676,000	46,644,000	433,320,000
第1目 長期借入金	386,676,000	46,644,000	433,320,000
収 入 合 計	386,676,000	46,644,000	433,320,000

支 出

区 分	予 算 額		
	当初予算額	補 正 額	予備費充用及び 流用増減額
第1款 資本的支出	509,724,000	46,644,000	0
第1項 公有地取得事業費	30,756,000	△28,656,000	8,842,827
第1目 公有用地取得事業費	30,356,000	△28,656,000	8,842,827
第1節 用地費	28,336,000	△28,336,000	8,842,827
第5節 支払利息	1,700,000	0	0
第6節 諸経費	320,000	△320,000	0
第2目 代行用地取得事業費	400,000	0	0
第5節 支払利息	400,000	0	0
第2項 長期借入金償還金	428,968,000	75,300,000	0
第1目 長期借入金償還金	428,968,000	75,300,000	0
第3項 予備費	50,000,000	0	△8,842,827
第1目 予備費	50,000,000	0	△8,842,827
支 出 合 計	509,724,000	46,644,000	0

※資本的收入額が資本的支出額に対して不足する額93,342,632円は当年度損益勘定留保資金のうち

(単位：円)

決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
391,571,670	△41,748,330	
391,571,670	△41,748,330	
391,571,670	△41,748,330	手形借換に係る借入金 381,329,155円 手形書換時利息借入金 1,399,688円 当該年度に係る借入金 8,842,827円
391,571,670	△41,748,330	

(単位：円)

決 算 額	不用額	備 考
484,914,302	71,453,698	
10,587,851	354,976	
10,228,161	314,666	
8,842,827	0	東浦町：町道吉田線道路整備事業
1,385,334	314,666	処分に伴う利息 28,727円 手形借換に伴う利息 184,646円 手形書換に伴う利息 1,171,961円
0	0	
359,690	40,310	
359,690	40,310	処分に伴う利息 5,055円 手形借換に伴う利息 126,908円 手形書換に伴う利息 227,727円
474,326,451	29,941,549	
474,326,451	29,941,549	処分に伴う償還金 93,308,850円 手形借換に伴う償還金 381,017,601円
0	41,157,173	
0	41,157,173	東浦町：町道吉田線道路整備事業
484,914,302	71,453,698	

93,342,632円で補てんする。

附 属 明 細 書

1. 現金及び預金明細表

(単位：円)

科 目	種 類	金 額	摘 要
現 金		0	
預 金	普通預金	7,090,622	三菱ＵＦＪ銀行 半田支店 7,090,622
	定期預金	70,000,000	西尾信用金庫 半田支店 30,000,000
			碧海信用金庫 半田支店 30,000,000
			あいち知多農業協同組合 半田支店 10,000,000
計		77,090,622	

2. 用地明細表

資 産 区 分	期 首 残 高		当 期		
	面積 (㎡)	金額	面積 (㎡)	用地費	補償費
公有用地					
半田市					
北条向山線道路用地取得事業	102.47	48,399,118	0.00	0	0
高架側道整備事業(知多都市計画道路事業)	239.88	90,851,756	0.00	0	0
半田市合計	342.35	139,250,874	0.00	0	0
東浦町					
都市計画道路養父森岡線用地取得事業	231.28	16,453,165	0.00	0	0
都市計画道路藤江線用地取得事業	724.00	42,137,740	0.00	0	0
町道吉田線道路整備事業	0.00	0	90.51	8,842,827	0
東浦町合計	955.28	58,590,905	90.51	8,842,827	0
武豊町					
武豊町総合公園整備事業	10,740.63	186,633,881	0.00	0	0
野菜茶業研究所旧武豊研究拠点跡地用地取得事業	15,383.89	232,007,330	0.00	0	0
武豊町合計	26,124.52	418,641,211	0.00	0	0
公有用地合計	27,422.15	616,482,990	90.51	8,842,827	0

資 産 区 分	期 首 残 高		当 期		
	面積 (㎡)	金額	面積 (㎡)	用地費	補償費
代行用地					
東浦町					
石浜ポンプ場建設用地取得事業	4,291.00	32,992,093	0.00	0	0
東浦町合計	4,291.00	32,992,093	0.00	0	0
武豊町					
武豊町総合公園整備事業	6,304.00	148,304,996	0.00	0	0
武豊町合計	6,304.00	148,304,996	0.00	0	0
代行用地合計	10,595.00	181,297,089	0.00	0	0

公有用地合計	27,422.15	616,482,990	90.51	8,842,827	0
代行用地合計	10,595.00	181,297,089	0.00	0	0
総合計	38,017.15	797,780,079	90.51	8,842,827	0

(単位：円)

増 加 高					当 期 減 少 高		期 末 残 高	
工事費	測量試験費	諸経費	支払利息	計	面積 (㎡)	金額	面積 (㎡)	金額
0	0	0	111,687	111,687	0.00	0	102.47	48,510,805
0	0	0	91,921	91,921	239.88	90,943,677	0.00	0
0	0	0	203,608	203,608	239.88	90,943,677	102.47	48,510,805
0	0	0	45,421	45,421	0.00	0	231.28	16,498,586
0	0	0	95,117	95,117	0.00	0	724.00	42,232,857
0	0	0	8,054	8,850,881	0.00	0	90.51	8,850,881
0	0	0	148,592	8,991,419	0.00	0	1,045.79	67,582,324
0	0	0	439,354	439,354	0.00	0	10,740.63	187,073,235
0	0	0	593,780	593,780	0.00	0	15,383.89	232,601,110
0	0	0	1,033,134	1,033,134	0.00	0	26,124.52	419,674,345
0	0	0	1,385,334	10,228,161	239.88	90,943,677	27,272.78	535,767,474

増 加 高					当 期 減 少 高		期 末 残 高	
工事費	測量試験費	諸経費	支払利息	計	面積 (㎡)	金額	面積 (㎡)	金額
0	0	0	74,471	74,471	0.00	0	4,291.00	33,066,564
0	0	0	74,471	74,471	0.00	0	4,291.00	33,066,564
0	0	0	285,219	285,219	1,262.00	29,299,180	5,042.00	119,291,035
0	0	0	285,219	285,219	1,262.00	29,299,180	5,042.00	119,291,035
0	0	0	359,690	359,690	1,262.00	29,299,180	9,333.00	152,357,599

0	0	0	1,385,334	10,228,161	239.88	90,943,677	27,272.78	535,767,474
0	0	0	359,690	359,690	1,262.00	29,299,180	9,333.00	152,357,599
0	0	0	1,745,024	10,587,851	1,501.88	120,242,857	36,605.78	688,125,073

3. 長期借入金明細表

(単位：円)

借 入 先	期 首 残 高	当 期 増 加 高	当 期 減 少 高	期 末 残 高	利率
半 田 市	112,350,649	174,881	64,014,725	48,510,805	
西尾信用金庫 半田支店	63,951,531	63,194	64,014,725	0	0.260%
小 計	63,951,531	63,194	64,014,725	0	
あいち知多農業協同組合 半田支店	48,399,118	111,687	0	48,510,805	0.555%
小 計	48,399,118	111,687	0	48,510,805	

東 浦 町	91,582,998	84,252,841	75,186,951	100,648,888	
あいち知多農業協同組合 東浦支店	0	42,232,857	0	42,232,857	0.790%
	0	33,066,564	0	33,066,564	0.790%
小 計	0	75,299,421	0	75,299,421	
岡崎信用金庫 刈谷支店	16,453,165	45,421	0	16,498,586	0.600%
	0	8,850,881	0	8,850,881	0.750%
小 計	16,453,165	8,896,302	0	25,349,467	
半田信用金庫 東浦支店	42,137,740	32,036	42,169,776	0	0.300%
	32,992,093	25,082	33,017,175	0	0.300%
小 計	75,129,833	57,118	75,186,951	0	

武 豊 町	566,946,207	307,143,948	335,124,775	538,965,380	
あいち知多農業協同組合 武豊支店	305,644,752	306,550,168	305,830,650	306,364,270	0.670%
	29,294,125	0	29,294,125	0	0.150%
	232,007,330	593,780	0	232,601,110	0.580%
小 計	566,946,207	307,143,948	335,124,775	538,965,380	

合 計	770,879,854	391,571,670	474,326,451	688,125,073	
-----	-------------	-------------	-------------	-------------	--

4. 資本金明細表

(単位：円)

区 分	出資団体名	出 資 額	摘 要
基本財産	半 田 市	10,000,000	
〃	阿 久 比 町	1,000,000	
〃	東 浦 町	1,000,000	
〃	南 知 多 町	1,000,000	
〃	美 浜 町	1,000,000	
〃	武 豊 町	1,000,000	
合 計		15,000,000	

5. 事業収益明細表

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
公有地取得事業収益	公有用地売却収益	90,943,677
	代行用地売却収益	29,694,718
合 計		120,638,395

6. 事業原価明細表

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
公有地取得事業原価	公有用地売却原価	90,943,677
	代行用地売却原価	29,299,180
合 計		120,242,857

報告第14号

地方独立行政法人知多半島総合医療機構の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、地方独立行政法人知多半島総合医療機構の経営状況（令和7年度年度計画）を説明する書類を次のとおり提出する。

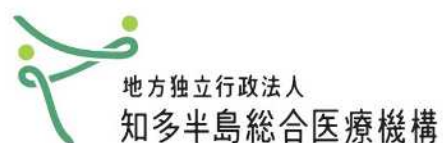
令和7年6月24日提出

半田市長 久世孝宏

地方独立行政法人知多半島総合医療機構

令和 7 年度 年度計画

令和 7 年 4 月



目次

【知多半島総合医療機構の理念・基本方針・運営方針】	4
【令和7年度の計画について】	5
第1 年度計画の期間	5
第2 提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにと るべき措置	5
1 提供する医療サービス	5
(1) 救急医療	5
(2) 災害医療	7
(3) 周産期医療・小児医療	8
(4) 重要疾病への対応（がん）	9
(5) 重要疾病への対応（脳卒中、心筋梗塞）	10
(6) 重要疾病への対応（糖尿病）	12
(7) 感染症医療	13
(8) リハビリテーション医療	13
(9) 高度生殖医療	15
2 医療の質と成長	15
(1) コミュニケーションの充実	15
(2) 安全・安心で良質な医療の提供	16
(3) 時代に即した医療の提供	16
(4) 患者サービスの向上	17
(5) チーム医療の推進	17
3 地域連携	17
(1) 地域医療構想における役割	17
(2) 地域の医療機関への支援	18
(3) 地域の医療水準向上への貢献	19
(4) 地域包括ケアシステムの構築にむけて果たすべき役割	19
4 半田市・常滑市の医療施策推進における役割	20
(1) 保健・医療・福祉行政との連携	20
(2) 災害医療体制の充実	20
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	20
1 効率的な運営管理体制の確立	20

(1) 法人運営管理体制の確立	20
(2) 柔軟かつ効率的な業務運営	21
(3) 弾力的な予算執行	21
(4) 病院間における連携体制の強化	21
(5) 内部統制の推進と外部評価等の活用	22
2 職場と職員	22
(1) 働きやすい職場環境	22
(2) 優れた人材の育成	22
(3) 職員の評価	23
第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	23
1 健全経営	23
(1) 健全な経営基盤の確立	23
(2) 収入の確保	24
(3) 適切な支出の徹底	26
(4) 計画的な投資と財源の確保	27
第5 その他業務運営に関する重要事項	27
1 病院運営における DX の推進	27
2 施設・設備の整備	27
3 法令・社会規範の遵守及び情報公開	28
(1) 情報セキュリティ・個人情報保護の徹底	28
(2) コンプライアンス体制	28
(3) 情報公開	28
4 法人の経営環境等の変化への対応	29
第6 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画	30
1 予算（令和7年度）	30
2 収支計画（令和7年度）	31
3 資金計画（令和7年度）	32
第7 短期借入金の限度額	32
1 限度額	32
2 想定される短期借入金の発生事由	32
第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画	32

第 9 第 8 に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするとき の、その計画	33
第 10 剰余金の使途	33
第 11 料金に関する事項	33
1 診療料等	33
2 診療料等の減免	33
第 12 地方独立行政法人知多半島総合医療機構の業務運営等に関する規則で定め る業務運営に関する事項	34
1 地域の医療水準向上への貢献に関する計画	34
2 施設及び設備に関する計画	34
3 人事に関する計画	34
4 前各号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項	34

【知多半島総合医療機構の理念・基本方針・運営方針】

1 理念

私たちは、地域医療の中核を担い、知多半島の人々の健康を支え続けます。

2 基本方針

- (1) 医療サービス 急性期から回復期まで、切れ目のない医療を提供します。
- (2) 医療の質 コミュニケーションを大切にし、患者とその家族に寄り添い、安全・安心で良質な医療を提供します。
- (3) 医療の成長 時代に即した医療を提供し、医療水準の向上に努めます。
- (4) 地域連携 保健・医療・福祉の連携を重視し、地域医療に貢献します。
- (5) 職場と職員 職員が互いを尊重し、やりがいのある働きやすい職場をつくり、優れた人材を育成します。
- (6) 健全経営 効率的な運営により、健全な経営を確立します。

3 運営方針

○知多半島総合医療センター

- (1) 24時間365日体制で救急医療を提供します。
- (2) 日頃から関係機関と連携を図り、災害医療の中核を担います。
- (3) 質の高い周産期・小児医療を提供します。
- (4) がん診療の拠点として、専門的ながん医療を提供します。
- (5) 脳卒中センター・心臓病センターの中心として、超急性期医療を提供します。
- (6) 先進的で高水準な医療を提供します。
- (7) 効果的な病床管理による病床利用率の向上を図ります。

○知多半島りんくう病院

- (1) 未知の感染症のまん延を水際で防ぐ役割を担います。
- (2) 専門的で集中的な回復期のリハビリテーションを365日間一体的かつ連続的に提供します。
- (3) 高度生殖医療を積極的に推進し、妊孕性を高める医療を提供します。
- (4) 在宅復帰に向けた医療、看護、リハビリを提供し、地域包括ケアシステムの構築に貢献します。
- (5) 効果的な病床管理による病床利用率の向上を図ります。

【令和 7 年度の計画について】

地方独立行政法人知多半島総合医療機構（以下「機構」という。）は、知多半島総合医療センター（以下「総合医療センター」という。）・知多半島りんくう病院（以下「りんくう病院」という。）の業務運営等に関し、策定した第 1 期中期計画並びに機構の理念と基本方針及び両病院の運営方針に基づき、令和 7 年度の年度計画を以下のとおり定める。

第 1 年度計画の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

第 2 提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 提供する医療サービス

機構は、運営する総合医療センターとりんくう病院（以下「両病院」という。）が連携し、急性期から回復期まで切れ目のない医療を提供し、他の医療機関との役割分担・連携を図りながら、知多半島医療圏における中核医療施設として医療施策上必要とされる医療を担う。

（1）救急医療

総合医療センターは、知多半島医療圏で唯一の救命救急センター（3 次救急医療機関）として救命救急医療の中核を担い、24 時間 365 日体制の救急医療を提供する。また、地域の医療機関との役割分担を明確にした上で、りんくう病院は 2 次救急医療機関として密接に連携し、両病院がそれぞれの機能と役割に応じた救急医療を確実に提供することで地域全体の救急医療の充実を目指す。

①総合医療センター

- ア 知多半島医療圏内で唯一の救命救急センター（3 次救急医療機関）を運営し、高度急性期医療を中心とした急性期医療を提供する。
- イ 緊急性・専門性の高い脳卒中、急性心筋梗塞等や、重症外傷等の複数の診療科領域にわたる疾病等、高度な専門的医療を総合的に実施する。
- ウ その他の医療機関では対応できない重症患者への医療を担当し、地域の救急患者を最終的に受け入れる役割を果たす。
- エ 救急救命士等へのメディカルコントロールや、救急医療従事者への教育を行う拠

点となる。

- オ 救急病棟（8 床）の運用体制を早期に整え、夜間の救急外来等の受け入れ体制を強化する。
- カ 高い水準の応需率を維持するために、りんくう病院を始め、近隣の医療機関との連携体制を強化し、早期転院搬送が実施できる体制を整える。

②りんくう病院

- ア 軽症患者に対し初期救急医療を提供するとともに、他の医療機関からの亜急性期以降の２次救急医療による入院に対して、ベッドコントロールや職員間の引継ぎ体制を充実させ、受入れ体制を強化する。
- イ 自施設で対応困難な救急患者については、必要な救命処置を行った後、速やかに、総合医療センターをはじめとする救急医療を担う医療機関等へ紹介するなど、高度医療を必要とする患者への適切な対応を行う。
- ウ 高齢者救急においては、帰宅後の患者家族の介護負担増加や、基礎疾患や免疫力の低下等の影響による病態の悪化といった課題があることから、特に帰宅させる場合においては、可能な限り、在宅におけるフォローアップに努める。
- エ 新興感染症の発生・まん延時や災害時においては、総合医療センターが通常の救急患者に対して適切な医療を提供できるよう、要請に応じた職員の派遣や患者の受け入れ等に連携して対応にあたるなど、後方支援病院としての役割を果たす。

【救急医療の目標値】

医療機関	区分	令和 7 年度	参考 (令和 6 年度見込)
総合医療センター	救急患者数	23,000 人	22,600 人
	救急搬送件数	9,800 件	9,400 件
	救急搬送患者 の入院率	41.0%	43.0%
	救急車搬送 応需率	96.0%	95.0%

(2) 災害医療

南海トラフ地震による広域的な自然災害や中部国際空港での航空機事故等の事故災害において、愛知県及び知多半島医療圏内の医療機関と連携しながら、知多半島医療圏における災害医療の拠点としての役割を担う。

また、業務継続計画（BCP 計画）の整備を行い、平時から被災を想定した研修及び訓練を実施するなど、被災した場合にあっても、診療を継続することに加え、災害医療の拠点としての役割を果たせる体制を確保する。

① 総合医療センター

知多半島医療圏における災害医療の中核を担い、高度急性期医療を中心とした急性期医療を提供する。

- ア 災害時に災害拠点病院として診療が継続できるよう、施設設備や人員体制を整え、傷病者を受入れる災害医療の中心的役割を担う。
- イ 災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うとともに、地域中核災害医療センターを中心として傷病者の受入れ拠点となることが可能な体制を確保する。
- ウ DMAT（災害派遣医療チーム）を保有し、医師等を派遣要請に基づき被災地へ派遣し、被災地の医療活動を支援する。
- エ 災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整える。
- オ りんくう病院との連携協力体制を踏まえた業務継続計画（BCP 計画）を作成するとともに、適切な運用等の対応策を準備する。
- カ 愛知県や知多半島医療圏の他の災害拠点病院との連携を深め、知多半島全域において災害に対する体制を整える。

② りんくう病院

総合医療センターと連携し、広域的災害や局地的災害発生時において、地域防災計画等、地域における役割に応じた適切な医療を提供する。

- ア 災害時に診療が継続できるよう施設設備や人員体制を整え、軽傷・中等症傷病者の診療体制を構築する。また、総合医療センターとの連携協力体制を踏まえ、後方支援病院としての役割を担える、業務継続計画（BCP）を作成するとともに、適切な運用等の対応策を準備する。
- イ 災害時における地域の支援要請に応じて透析医療を提供できるよう、医療材料や備蓄資材の整備、透析施設内の機器等の震災対策や水の供給が制限される状況における透析医療の提供体制の検討とともに、りんくう病院に通院して

いる透析患者や地域の透析施設との連絡体制の構築に努める。

ウ 災害時においても必要なりハビリテーションを継続できる体制の構築について検討する。

(3) 周産期医療・小児医療

地域の医療機関との連携及び役割分担のもと、知多半島で安心して子どもを産み、育てられるよう、また、次世代を担う子ども達が健やかな成長・発達を遂げられるよう、質の高い周産期・小児医療を安定的に提供する。また、医療面からの支援に加え、患者やその家族等に対する精神的サポート等の支援を実施するとともに、小児の虐待や貧困事例等について、関係機関と連携し、適切に対応する。

① 総合医療センター

- ア 地域周産期母子医療センターとして、継続的に地域の周産期・小児医療を提供し、ハイリスク分娩に対応する。
- イ 他の小児医療施設と連携するとともに、新生児特定集中治療室（NICU）及びその後方病床となる新生児治療回復室（GCU）の充実を図る。
- ウ 重症の小児患者については、救命救急センターで救急搬送を受入れるとともに、小児中核病院と連携して対応する。
- エ 療養・療育支援を担う施設と連携し、医療的ケア児や慢性疾患児の急変等に対し救命医療を実施する。
- オ SNS を活用し、周産期センターの施設を情報発信することで、より安心できる環境を提供する。

② りんくう病院

- ア 一般小児医療と平日日中の初期小児救急医療を提供し、症例に応じて、総合医療センター等へ紹介する必要があることから、総合医療センターとの適切な連携体制を構築する。

③ 訪問看護ステーション

- ア 医療的ケア児に対する訪問看護を実施する。

【周産期医療・小児医療の目標値】

医療機関	区分	令和 7 年度	参考 (令和 6 年度見込)
機構	分娩件数	210 件	210 件
	小児患者数 (うち入院数)	19,000 人 (4,700 人)	19,034 人 (4,700 人)
	新生児特定集中治療 室 (NICU) 患者数	550 人	550 人

(4) 重要疾病への対応 (がん)

総合医療センターは、知多半島医療圏における地域がん診療連携拠点病院として、個々のがんの種類や進行度に応じて、手術やその他の治療法を組み合わせた集学的治療等を実施するなど、医療従事者間の連携と補完を重視した多職種でのチーム医療を提供する。

また、りんくう病院は、総合医療センターと連携しながら、補完的ながん医療を含めたがんとの共生を支援する体制を構築する。

① 総合医療センター

- ア 地域がん診療連携拠点病院として、予防から手術、放射線治療、薬物療法等を効果的に組み合わせた専門的ながん医療を担い、がん診療の地域連携協力体制を構築する。
- イ りんくう病院と連携し、がん相談支援センターを中心に、患者とその家族等の意向を尊重して、治療と仕事の両立を支援する。
- ウ 各種研修会、カンファレンス等を通じた地域連携・支援を実施し、がん診療水準の向上を図る。
- エ がんとの共生を支援するため、就労支援や療養生活の質の向上を図る。
- オ 新たに導入する高度な放射線治療装置の活用を図るため、その運用体制を早期に整える。
- カ 薬物療法センターを中心に、より質の高いがん治療が提供できる体制を整える。

② りんくう病院

- ア 総合医療センターと連携しながら、補完的ながん医療を含めたがんとの共生の支援や薬物療法を実施する。
- イ 在宅療養を希望する患者に対しては、患者やその家族等の意向に沿った継続的な支援を提供する。

ウ がん患者が安心して在宅療養ができるように医療や介護福祉サービス等の環境調整を行う。

エ 患者・家族の希望に応じた在宅緩和ケアやがん患者に対する迅速な緩和医療の提供等の緩和医療体制の充実を目指し、緩和ケア病棟の設置について検討を進める。

【がん診療目標値】

医療機関	区分	令和 7 年度	参考 (令和 6 年度見込)
機構	がん入院 患者件数	1,600 件	1,586 件
	放射線治療 件数	4,000 件	3,500 件
	薬物療法件数	5,700 件	5,673 件
	がん相談支援セ ンター相談件数	1,650 件	1,500 件

(5) 重要疾病への対応（脳卒中、心筋梗塞）

発症直後から在宅復帰に至るまで、病状に応じた適切な治療やリハビリテーションを継続して受けられる医療提供体制の維持・充実を図ることが重要であることから、早期に専門的な治療を実施できるよう受入れ体制を強化するとともに、両病院が連携し患者の病態を把握し、急性期から回復期まで一貫した流れで適切なリハビリテーションが行われる体制を構築する。

① 総合医療センター

- ア 脳卒中センター及び心臓病センターを中心として、脳卒中や心筋梗塞等に対し、専門的な診療を行う医師等が 24 時間常駐し、超急性期に対応できる体制で診断・治療・処置を実施する。
- イ 更新する脳卒中集中治療室（SCU）を中心として、脳卒中集中治療室（SCU）を整備し、在院期間の短縮や身体機能の早期改善に寄与する。
- ウ りんくう病院及び回復期を担う医療機関等と診療情報、リハビリテーションを含む治療計画を共有するなどの連携を図る。
- エ 増設・更新する画像検査（CT、MRI、血管造影装置等）に応じた運用体制を早期に確立し、迅速な診断ができる体制を整える。

② りんくう病院

- ア 総合医療センター及び急性期の医療機関と連携すること等により、患者の病態を適切に評価する。
- イ 日常生活活動（ＡＤＬ）を改善するため、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がチームとなり、患者一人ひとりに合わせたリハビリテーションを実施する。
- ウ 慢性期の医療機関や在宅医療機関、訪問看護ステーション等と診療情報やリハビリテーションを含む治療計画を共有するなど連携を図る。
- エ 回復期病棟においては、看護師が多職種のチームの中心となり、患者や家族の意向と状況を摺り寄せるよう努める。
- オ 退院後の生活を見据え、介護保険サービスや行政支援の情報提供を行うなど、在宅復帰や社会復帰の実現を支援する。

③ 訪問看護ステーション

- ア 脳卒中・心筋梗塞は日々の疾病管理や日常生活活動（ＡＤＬ）の維持が再発予防に重要なため、訪問看護や訪問リハビリテーションによる支援を行う。

【脳卒中診療目標値】

医療機関	区分	令和 7 年度	参考 (令和 6 年度見込)
総合医療センター	急性期・脳卒中 入院患者数	580 人	580 人
	脳血管内 治療件数	85 件	85 件
	急性期・脳血管 リハビリテーション 単位数	33,000 単位	30,000 単位
りんくう病院	回復期・脳卒中 入院患者数	170 人	170 人
	回復期・脳血管 リハビリテーション 単位数	66,200 単位	64,000 単位

【心筋梗塞等診療目標値】

医療機関	区分	令和 7 年度	参考 (令和 6 年度見込)
総合医療センター	急性期・心筋梗塞等 入院患者数	1,250 人	1,150 人
	経皮的冠動脈 形成術件数	560 件	533 件
	急性期・心臓 リハビリテーション 単位数	14,500 単位	13,500 単位
りんくう病院	回復期・心臓 リハビリテーション 単位数	1,800 単位	1,750 単位

(6) 重要疾病への対応（糖尿病）

個々の症状に応じた総合的な糖尿病治療を実施することにより、脳卒中、心筋梗塞、透析治療等の緊急性、重要性の高い疾患の発症等や合併症を予防するとともに、診療科の連携による合併症の早期発見や治療を行える体制を構築する。

血糖コントロール指標を改善するため、教育入院の実施や予防目的を含めた生活習慣病に対する栄養指導、糖尿病教室を開催することにより患者の意識改革等を促すサポート体制を提供するとともに、世界糖尿病デーにあわせた啓発キャンペーンを実施するなど、糖尿病の予防や治療継続の重要性について市民に周知する。

透析患者に見受けられる下肢抹消動脈疾患については、手術・血管内治療・アフレシス療法・フットケアを組み合わせた総合的な治療を提供することで糖尿病患者の足病変の重症化を予防する。

また、訪問看護における利用者とのコミュニケーションを通じ、利用者が抱える悩みや不安を共有し、医師や栄養士、理学療法士等によるチーム医療を活用することで、利用者の症状や生活環境に合わせた適切な支援計画を作成するとともに、自己血糖測定器やインスリン注射器等の医療機器の管理や操作指導を行い、適切な方法で自己管理できるようサポートを行う。

糖尿病サポートチームやNST（栄養サポートチーム）等のチーム医療活動の活発化のため、糖尿病に精通した管理栄養士のスキルアップに努める。

(7) 感染症医療

平時から新興感染症の発生・拡大を想定し、非常時も継続して医療を提供できるよう、医療提供体制の確保方法を検討・確認し、体制移行を円滑に行うため、感染部門や救急部門が中心となって、両病院で連携した訓練を行う。

また、国・県及び地域の医療機関と連携し、受入体制強化に努めるなど知多半島医療圏において先導的かつ中核的な役割を果たす。

① 総合医療センター

ア 新興感染症の発生時には、必要な医療資源（職員・医療機器等）をりんくう病院に集約しながらも、新興感染症医療以外の通常医療提供体制も確保できるよう体制を整える。

② りんくう病院

ア 新型コロナウイルス感染症等の感染症医療の提供を行う中で得られた知見を生かし、特定感染症指定医療機関として、新興感染症に対応するため、マニュアルの整備や備品等の管理など院内の体制を整え、地域の医療機関及び行政と密に連携し、危機管理体制を維持する。

イ 既存の一類感染症が発生した場合に、関係機関と密接な連携を図りながら、患者の迅速な収容・治療に対応することはもとより、感染症患者の長期入院等に備えた体制を確保するため、感染管理認定看護師等の専門的な知識と技術を有する職員の育成に努める。

ウ 感染拡大時や院内クラスター発生時等の診療継続計画を国立感染症医療センター（NCGM）と協力して見直すなど、平時からの感染症対策に取り組む。

エ 感染症患者の受入れを想定し、消防機関、検疫・保健所、警察等の関係機関と連携した合同訓練を継続的に行う。

(8) リハビリテーション医療

疾病治療と急性期・回復期を通じたリハビリテーション及び訪問リハビリテーションを一体的かつ連続的に実施することで、リハビリテーション医療の充実を図る。また、医師、看護師、療法士、薬剤師、管理栄養士等の多職種のチームによる医学的・社会的・心理的アプローチを通じて、専門的かつ集中的なリハビリテーション医療を提供する。

① 総合医療センター

ア 早期離床、廃用症候群の予防及びA D L（日常生活動作）向上を図るため、救急集中治療室（EICU）、総合集中治療室（GICU）、脳卒中集中

治療室（SCU）と連携し、十分なリスク管理のもとに早期から急性期リハビリテーションを行う。

イ がんの治療による体への影響に対する回復力を高め、残っている体の能力を維持・向上させるため、がんリハビリテーションを行う。

ウ 心疾患を持つ患者に対しては、生活習慣の改善による再発予防・再入院予防を目的に、退院後も心臓リハビリセンターにて総合的に外来での心臓リハビリテーションを継続して実施する。

エ りんくう病院及び回復期を担う医療機関等と診療情報、リハビリテーションを含む治療計画を共有するなどの連携を図り、切れ目のないリハビリテーションを提供する。

② りんくう病院

ア 急性期の疾病治療・リハビリテーションを経過した患者を総合医療センターから早期に受け入れ、日常生活機能の向上や社会復帰を目的とした専門的で集中的な回復期のリハビリテーションを 365 日間一体的かつ連続的に提供する。

イ 総合医療センターの療法士と密接な情報共有を行い、切れ目のないリハビリテーションを提供する。

ウ 長期入院患者について病状等を勘案しつつ転退院促進の取組みを進めるとともに、住み慣れた地域で生活できるよう積極的なリハビリテーションを提供する。

エ 地域関係機関との連携のもと、入院から在宅療養支援、地域生活支援及び就労支援まで一貫した取組を実施する。

オ 介護施設・福祉施設との積極的な情報交換を行うなど、退院時カンファレンスを強化する。

【リハビリテーション医療目標値】

医療機関	区分	令和 7 年度	参考 (令和 6 年度見込)
総合医療センター	リハビリテーション 単位数	100,700 単位	96,000 単位
りんくう病院	リハビリテーション 単位数	125,000 単位	123,920 単位
	訪問 リハビリテーション数	3,130 件	2,890 件
機構	リハビリテーション 単位数	225,700 単位	219,920 単位
	訪問 リハビリテーション数	3,130 件	2,890 件

（９）高度生殖医療

人工授精、体外受精等の高度生殖医療を積極的に推進する。また、不妊症を治療する手術の実施と組み合わせることで、妊孕性を高める医療を提供する。

① りんくう病院

- ア 不妊症の原因となる要因を取り除き妊娠につながるよう、患者への負担を軽減する腹腔鏡等の内視鏡手術を使用する手技等の高度な医療を提供する。
- イ 不妊治療において重要な役割を担う胚培養士は、高い専門性と技術、倫理観が必要である一方、知多半島医療圏は人手不足の傾向もあるため、認定資格の取得をはじめ業務を担うことができる人材を育成する。
- ウ 不妊治療による妊娠後も、疾患等の状況に応じて妊婦健診を継続するとともに、総合医療センターをはじめ希望する分娩施設への円滑な引継ぎを行う。

【高度生殖医療目標値】

医療機関	区分	令和 7 年度	参考 (令和 6 年度見込)
りんくう病院	人工授精件数	330 件	309 件
	採卵件数	220 件	206 件
	胚移植件数	280 件	263 件

２ 医療の質と成長

（１）コミュニケーションの充実

患者やその家族のニーズを受け止め、病状や治療法等について十分な説明を行い、コミュニケーションを大切にしながら、患者とその家族に寄り添う医療を提供する。

- ア クリニカルパスを活用するほか、患者や家族との相互理解を図り、患者の意思決定を尊重した適切なインフォームド・コンセントの徹底を図る。
- イ 患者やその家族が、治療法の選択にあたり、主治医とは別の意見を求めたとき、適切にセカンドオピニオンが受けられる体制（セカンドオピニオン相談窓口の本格運用や ACP 推進部会）を構築する。

（２）安全・安心で良質な医療の提供

医療安全管理体制を確立し、患者の立場に立った対応を行い、安全・安心で良質な医療を提供する。

- ア 医療安全、院内感染に対応する組織を置き、医療事故や院内感染等に関する情報の収集、分析を行うとともに、患者の立場に立った誠実な対応を行う。
- イ 医療安全、院内感染への対応方法等に関するマニュアルの整備を行い、機構で共有する。
- ウ 医療安全管理体制強化のため、全職員を対象とした職員研修会を行う。
- エ インシデント・アクシデント報告を徹底し、事故の再発防止に取り組み、その内容を機構で共有する。また、重大事例については、医療事故調査委員会等で適切に対応する。

（３）時代に即した医療の提供

高度急性期医療や先進的医療の実施と高度診断・治療機器を整備することにより、時代に即した高水準な医療を提供する。

- ア 高度急性期・先進的医療の実施、内視鏡、カテーテル、ロボット支援下手術等を行うことができる体制を、人員・医療機器の両面で整備し、時代に即した高水準な医療を提供する。
- イ 救急集中治療室（EICU）、総合集中治療室（GICU）、脳卒中集中治療室（SCU）、高度治療室（HCU）、新生児特定集中治療室（NICU）等を整備し、高度急性期医療を提供する。
- ウ 総合医療センターにおいては、救急集中治療室（EICU）、総合集中治療室（GICU）、脳卒中集中治療室（SCU）が隣接することを活かし、効率的な人の動線を確保するための運用体制を早期に整える。

【高度急性期医療等目標値】

医療機関	区分	令和 7 年度	参考 (令和 6 年度見込)
機構	新規入院患者数	15,890 人	15,604 人
	手術件数 (うち緊急手術) (うちロボット支援下手術)	5,000 件 (745 件) (180 件)	4,944 件 (745 件) (169 件)
	内視鏡件数	7,000 件	6,939 件
	カテーテル件数	1,850 件	1,887 件

（４）患者サービスの向上

地域医療構想や診療報酬制度等の動向から医療需要をつかむとともに、患者調査を実施し、ニーズを把握することで患者サービスの向上を図る。

- ア 病院スタッフの接遇や療養環境に対する患者ニーズを患者満足度調査及び意見箱、退院時アンケート等から把握し、継続的に改善を図る。
- イ 医事業務委託に係る従事者も含め病院スタッフの接遇能力向上のため、定期的に研修を実施するなど、さらなる患者満足度向上を図る。
- ウ ボランティア活動の受入については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら逐次検討し、総合受付や外来等での案内などにより、より良い患者サービスを提供する。

【患者調査目標値】

医療機関	区分	令和 7 年度	参考 (令和 6 年度見込)
機構	患者調査結果 (満足・やや満足)	85%	78.5%

（５）チーム医療の推進

各職員が、診療科や職種、勤務する病院の枠を越えて連携し、良好なコミュニケーションの下でそれぞれの専門性を生かした高度で質の高いチーム医療を推進する。

3 地域連携

（１）地域医療構想における役割

知多半島医療圏において高度急性期を中心とした急性期から回復期まで切れ目のない医療を提供し、救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療、重要疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病等）への対応等の政策的医療を担う。

- ア 半田市・常滑市と連携しながら、救命救急センター（３次救急医療機関）、２次救急医療機関、災害拠点病院、地域周産期母子医療センター等の認定医療機関として、引き続き知多半島医療圏における政策的医療の中核を担う。
- イ 両病院が連携し、知多半島医療圏において、重要疾病に対して、中核となって医療の提供を行う。

ウ 知多半島医療圏に必要とされる医療を踏まえ、持続可能で安定した医療を適切に提供するため、法人が担うべき医療の適正化に向けて見直しを含めた検討を行う。

(2) 地域の医療機関への支援

地域のかかりつけ医等との適切な役割分担の下、高度な急性期医療を担う。また、地域の医療機関を積極的に支援することにより、地域医療支援病院として地域の医療水準の向上に寄与する。

- ア 地域のかかりつけ医等と連携し、両病院の役割を明確にしたうえで、機構として紹介患者に対して適切な医療を提供し、治療を終えた患者を病態に適した医療機関等への紹介を進める。
- イ 地域の医療機関や医療スタッフ向けの講演や研修会を開催するなど、地域の医療水準の向上を図る。
- ウ 地域医療機関のニーズと役割を把握し、地域医療機関に信頼される病院を目指すため、地域医療機関への積極的な訪問やヒアリングの実施を通じて、地域医療連携機能の強化や紹介・逆紹介件数の推進を図る。
- エ 紹介患者のニーズに応じた円滑な受診を推進するため、両病院で一つの総合予約センターを設置し、紹介予約を集約する。
- オ 総合予約センターにおいて、紹介患者のインターネット予約受付を開始し、利便性の向上を図る。

【医療連携に関する目標値】

医療機関	区分	令和 7 年度	参考 (令和 6 年度見込)
機構	紹介件数※	14,800 件	15,050 件
	逆紹介件数※	17,400 件	18,300 件
	訪問看護件数	11,900 件	11,700 件

※ 総合医療センターとりんくう病院間の紹介・逆紹介を除いた件数

(3) 地域の医療水準向上への貢献

基幹型臨床研修病院として、臨床研修医の受入れの促進を図り、また、地域の拠点病院として、医療系学生に対する臨床研修の場を提供し、地域における医療従事者の育成に貢献する。

- ア 急性期から回復期まで切れ目のない医療の提供や訪問看護ステーションを運営する機構の強みを生かし、質の高い臨床研修プログラムを構築し、臨床研修医のフルマッチングを達成する。
- イ 医療系学生に対し、積極的に実習等の臨床研修の場を提供し、地域における医療従事者の育成と医療の質向上に貢献する。

(4) 地域包括ケアシステムの構築にむけて果たすべき役割

緊急時の後方支援等公的な医療機関として中心的かつ先導的な役割を果たすとともに、地域包括ケア病床において在宅復帰に向けた医療、看護、リハビリを提供するなど地域包括ケアシステムの構築に貢献する。

- ア りんくう病院において訪問看護ステーションを運営し、地域の訪問看護事業所や介護事業所と連携することで、地域全体の在宅医療、在宅介護の質の向上に寄与する。
- イ 市町村主催の地域包括ケア関連の会議や研修へ積極的に参加し、在宅医療・介護資源の把握や課題等を共有する。また訪問看護ステーションや地域包括支援センター等の多職種とのネットワークを構築するなど、院外のチーム医療活動に積極的に取り組むことで切れ目のない連携に取り組み、在宅医療への円滑な移行に努める。
- ウ 症状が安定した患者が住み慣れた地域で生活できるよう、地域包括病棟において、リハビリテーションの立場から包括的介入や退院に向けたサポートを行う。
- エ 地域包括ケアシステムを推進し、地域医療の充実を図るため、在宅療養後方支援病院として、在宅療養患者の病状急変時に24時間対応できるよう、受入体制を整える。

4 半田市・常滑市の医療施策推進における役割

(1) 保健・医療・福祉行政との連携

半田市・常滑市における保健・医療・福祉の各関連施策に積極的に協力するとともに、担当部局との情報共有及び調整を適切に行う。

また、健康増進・予防医療の観点から、健康講座や啓発活動等を開催し、地域の予防医療への意識を高め、健康寿命の延伸に寄与する。

ア 地域のニーズに応じて、認定看護師等を地域の出前講座に派遣し、感染対策等の情報提供や指導を行う。

イ 市民公開講座や患者向け各種教室の開催を通じて地域住民の健康意識の向上や患者へきめ細かい情報を提供する。

(2) 災害医療体制の充実

日頃から防災関係機関や他の災害拠点病院との連携を図る。また災害時には、半田市長・常滑市長からの求めに応じて適切に対応するとともに、病院機能を維持し、迅速に災害医療の提供を行うことができるよう医師会等との連携体制を整備する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 効率的な運営管理体制の確立

(1) 法人運営管理体制の確立

法人経営に関する意思決定を主体的かつ迅速に行える組織づくりを進め、効率的かつ効果的な病院運営を実現できる法人運営体制を確立する。また、地方独立行政法人としての主体的な運営を実現するため、理事長のリーダーシップのもと、理事会を中心とした業務運営体制を確立するなどガバナンスの強化を図る。

ア 法人経営を所管する法人本部のもと、両病院を一体的かつ効率的・効果的な運営ができる体制を構築する。

イ 理事長のリーダーシップによる迅速な意思決定を支援するため、理事会の適切な運営に努めるとともに、意思決定を確実に遂行できる会議体を目指す。

ウ 法人本部は、原則毎月常任理事会を開催し、医療を取り巻く環境の変化を踏まえ、各病院の経営状況等について月次決算等を通じて現状分析や課題の把握を行いその解決に向けた取り組みを検討・実施するなど、両病院への経営改善支援を効果的かつ効率的に行う。

- エ 適正な理事会運営がされるよう透明性を確保するとともに、ガバナンスの維持・強化し、リスクを最小化するための監事、内部監査室及び会計監査人が連携する体制を整える。
- オ 法人本部と病院間で経営課題に対する組織的な対策等の決定事項を円滑に職員に浸透させる仕組みを構築する。

（２）柔軟かつ効率的な業務運営

医師・看護師等の職員、医療機器等の資源を柔軟に配置・活用し、効率的な業務運営を行うことで、良質で安全な医療を提供する。

- ア 両病院の診療機能分担や業務繁忙期に合わせ、柔軟に職員や医療機器の配置を行い、効率的な業務運営を行う。
- イ 主に事務部門において、両病院の共通業務を可能な限り法人本部に集約し、効率的な業務運営を行う。
- ウ 両病院が相互に連携し、医療機能を補完し合い一つの病院群として知多半島医療圏において必要な医療を提供するために、常に最適な診療機能の見直しやそれに伴う人員の適正配置を行う。
- エ 経営に対する多様なアイデアや業務改善等の職員提案を奨励するとともに、優れた提案内容については、実施を検討する。

（３）弾力的な予算執行

弾力的な予算執行により、医療ニーズに迅速かつ柔軟に対応し、効率的かつ効果的な病院運営を行う。

- ア 患者の医療ニーズや医療技術の進展等から総合的に判断し、医療機器等の整備を適宜見直していく。
- イ 組織、人員配置の見直しを適宜行うなど、効果的かつ効率的な業務運営体制を確保する。

（４）病院間における連携体制の強化

機構としての医療情報システムの最適化を目指した取組や病院間の連携会議、研修会等を積極的に開催するなど、病院間の更なる連携を進め、機構全体としての最適化を図る。

- ア 両病院の機能や医療連携等を踏まえ、機構として最適な医療情報システムの導入を検討する。

- イ 両病院における各種委員会、部会等の連携を行い、研修会等を共同開催する。
- ウ 両病院の医事業務課は、法人本部及び両病院間の調整等を担うなどの法人本部の支援機能を果たす。

（５）内部統制の推進と外部評価等の活用

機構の業務を適正かつ効率的に実施できるよう内部統制を構築し、併せて患者や評価委員会の意見を踏まえ、法人の業務運営の改善を図る。

- ア 監事、内部監査室及び会計監査人が連携し、業務に対するチェック機能が適切にフィードバックされるシステムを整備する。
- イ 規程に基づき、定期監査として期中の業務監査を実施する。監査対象は、監事の意見に基づき、監査計画の中で定める。
- ウ 会計監査人等の意見を踏まえ、対応を速やかに検討し、必要な業務運営の改善に取り組む。また、病院運営の透明性を高めるため、その結果や対応について、ホームページ等を活用して積極的に公開する。
- エ 患者調査や評価委員会の意見を適切に捉え、法人の業務改善を行う。
- オ 病院機能評価を活用することで、病院が組織的に医療を提供するための基本的な活動・機能が、適切に実施されているかどうか外部の評価を受け、業務の改善を図る。

２ 職場と職員

（１）働きやすい職場環境

職員が互いを尊重し、コミュニケーションを重視する組織風土を醸成し、職員それぞれの能力を最大限発揮でき、前向きに職務に取り組むことができる職場環境を整備する。

また、医師をはじめとする全職員の長時間労働の縮減や育児・介護を支援する制度の充実を図り、職員のワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、多様な人材が働きやすい組織体制を構築する。

（２）優れた人材の育成

質の高い医療を安定的かつ継続的に提供するために必要となる医療人材の確保・育成に取り組み、職員の能力を最大限発揮できる組織風土を醸成する。

- ア 高度急性期医療等高い専門性を必要とする医療を提供、医師の確保・育成に取り組む。

- イ 機構として急性期から回復期までの医療を提供する機構の特長や魅力をSNS等の各種媒体で発信するなど、ターゲットに応じた効果的な広報活動を展開し、幅広い人材の確保につなげる。
- ウ 機構として急性期から回復期までの医療を提供する機構の特色を生かした研修プログラムの充実を図り、未来の人材確保につながる研修医や実習生を積極的に受け入れる。
- エ 大規模な災害時に備え、DMAT（災害派遣医療チーム）を始めとした災害医療の専門的な知識・経験を有する人材の育成を図る。
- オ 職員の専門性を高めるため、専門医、研修指導医、特定行為研修を修了した看護師や認定看護師等の各職種の専門性向上に寄与する資格取得やキャリア形成を支援する取組等により、人材の確保・育成につなげる。
- カ 病院経営に対する知識や企画力を有し、機構の経営判断を支えることができる事務職員の積極的な確保・育成に取り組む。

（３）職員の評価

職員一人ひとりの能力や実績を公平に評価できる仕組みを導入し、それを昇給・昇格、賞与等の処遇に反映することで、働きがいのある組織づくりを目指し、業務の改善及び業績の向上に繋げる。

第４ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

１ 健全経営

（１）健全な経営基盤の確立

効率的な法人運営により、経常収支黒字を実現し、健全な経営基盤を確立する。

- ア 総合医療センターの新病院建設及び医療機器更新にかかる巨額の費用負担があるものの、健全な経営基盤を確立するため、他の先進的な取り組み等を検証し導入していく。
- イ 経常収支黒字とともにCF（キャッシュフロー）の健全化を目指し、戦略的な病院経営を行う。
- ウ 最適な診療機能の見直しやそれに伴う人員及び人件費の適正化を図る。

【経営に関する目標値】

医療機関	区分	令和 7 年度	参考 (令和 6 年度見込)
総合医療センター	経常収支比率	85.8%	83.8%
	医業収支比率	81.4%	92.2%
	給与費比率	54.6%	50.5%
りんくう病院	経常収支比率	91.1%	92.0%
	医業収支比率	80.9%	90.0%
	給与費比率	63.6%	60.1%
機構	経常収支比率	87.4%	86.2%
	医業収支比率	81.3%	91.5%
	給与費比率	57.2%	53.5%

(2) 収入の確保

効果的な病床管理による病床利用率の向上を図るとともに、診療報酬制度の動向や患者動向等から医療需要を把握し、求められる医療を提供することにより収入を確保する。

- ア 機構として効率的な病院運営を行うために、両病院の一体的な紹介予約、病床管理・ベッドコントロールができる体制を構築する。
- イ 診療報酬改定や医療制度改革等医療環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織を構築する。
- ウ 診療報酬の取得可能性やD P Cの係数向上等について積極的な検討を行うほか、診療報酬請求漏れの防止、未収金の発生防止や早期回収に努める。
- エ 総合予約センターを中心に地域の医療機関との前方連携（地域の医療機関からの診療予約等）及び後方連携（退院調整等）を進め、新規外来患者の受入れの強化と入院患者の増加を図るなど病床の効率的な運用に努める。
- オ 総合医療センターにおける高度急性期医療の充実や、りんくう病院における回復期病棟の病床稼働率を上げるための地域の医療機関との連携による患者の積極的な受入れなどにより、収入の確保に努める。

【収入に関する目標値】

医療機関	区分	令和 7 年度	参考 (令和 6 年度見込)
総合医療センター	病床稼働率 (急性期)	83.9%	69.5%
	入院診療単価 (急性期)	80,179 円	76,012 円
	外来診療単価	20,000 円	19,360 円
りんくう病院	病床稼働率 (急性期)	85.3%	85.0%
	病床稼働率 (回復期)	97.0%	90.0%
	病床稼働率 (地域包括ケア)	91.1%	89.0%
	入院診療単価 (急性期)	63,000 円	65,500 円
	入院診療単価 (回復期)	37,500 円	37,500 円
	入院診療単価 (地域包括ケア)	40,000 円	40,000 円
	外来診療単価	18,000 円	18,000 円
機構	病床稼働率 (急性期)	84.1%	72%
	病床稼働率 (回復期)	97.0%	90%
	病床稼働率 (地域包括ケア)	91.1%	89%
	入院診療単価 (急性期)	77,617 円	73,740 円
	入院診療単価 (回復期)	37,500 円	37,500 円
	入院診療単価 (地域包括ケア)	40,000 円	40,000 円
	外来診療単価	19,239 円	18,862 円

（３）適切な支出の徹底

職員 1 人ひとりが経営意識を持つことを目指し、また法人本部を中心に経営分析やコスト管理等を行い、適切な支出管理を徹底する。

- ア 医療機器・診療材料・薬品の調達について、引き続き品目の統一化や在庫の適正化等への取組みを推進する。また包括的な発注による業務の集約、共同購入対象品目の拡大やベンチマークシステムを活用した価格交渉を行うなど、費用の抑制を図る。
- イ 在庫管理については、使用実績を基に適正な在庫数量を設定し、在庫金額削減に努め、また、一部の物品については両病院間で在庫情報を共有することで、廃棄ロスの削減を図るなど在庫の適正化等への取組みを推進する。
- ウ 両病院の委託契約について、契約の複合化や複数年での契約実施等といった多様な契約手法の採用などのほか、機構全体のスケールメリットを活かした包括的な発注による業務の集約や価格交渉を行うなど、費用の抑制を図る。

【支出に関する目標値】

医療機関	区分	令和 7 年度	参考 (令和 6 年度見込)
総合医療センター	薬品費比率	13.7%	14.6%
	診療材料費比率	13.3%	14.4%
	委託費比率	14.7%	10.1%
りんくう病院	薬品費比率	12.6%	13.6%
	診療材料費比率	5.4%	5.2%
	委託費比率	15.6%	14.0%
機構	薬品費比率	13.4%	14.3%
	診療材料費比率	11.0%	11.5%
	委託費比率	15.0%	11.3%

(4) 計画的な投資と財源の確保

医療需要を見据えた計画的な投資を実践する一方、建物や設備の改修、医療機器の整備・更新等の投資については、策定した整備・更新計画を基に整備していく。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 病院運営における DX の推進

全国医療情報プラットフォームをはじめとする国の方向性を十分注視しながら、AIの活用等による医療の質の向上、ICTの活用による地域の医療機関等との診療情報の共有、システム化やRPA（ロボットによる業務自動化）を活用した業務効率化等のDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進により、QOS（クオリティ・オブ・サービス）の向上を図るとともに労働人口の減少に対応する。

- ア 電子カルテ・部門システムの両病院統合に向けた整備計画の検討を進める。
- イ 導入した電子決裁にあわせ、契約業務に関して、DXによる業務の効率化等によって負担軽減を図る。
- ウ 搬送ロボットの導入により、業務の効率化と医療スタッフの負担軽減を図る。

2 施設・設備の整備

両病院の医療機能や地域の医療ニーズ、医療課題等を総合的に勘案し、計画的かつ効率的に施設や医療機器等の整備を実施する。

- ア 総合医療センターは、新たな施設や医療機器等を可能な限り長期間使用する方針とし、必要最低限のメンテナンスや更新を行う。
- イ りんくう病院は、施設の長寿命化を含め、計画的かつ効率的に施設整備等を進めるため長期修繕計画の定期的な見直しを行うことで投資額の抑制に努める。
また、医療機器の更新については総合医療センターと一体的な運用ができないか検討したうえで、計画的に実施する。
- ウ 訪問看護ステーションは、りんくう病院の健康管理センターの閉鎖とあわせ、事務所移転の計画を推進する。
- エ システムや医療機器の更新時期については、法人本部が中心となって、法人全体で減価償却費の平準化を図れるよう調整するなど工夫を行う。

3 法令・社会規範の遵守及び情報公開

(1) 情報セキュリティ・個人情報保護の徹底

法令や社会規範等を遵守するとともに、情報セキュリティ対策と個人情報保護に関する管理を徹底する。また、サイバーセキュリティに関する職員の意識向上を図り、インシデント・アクシデント情報の共有を徹底するなど、組織横断的なサイバーセキュリティ対策を講じる。

- ア 高度化する情報セキュリティリスクに対して、情報セキュリティポリシー及び運用管理にかかる規程の改定を逐次実施する。
- イ 全職員を対象とした情報セキュリティにかかる研修やセミナー等を実施し、職員の情報リテラシー向上を図る。
- ウ データのバックアップを確実に行うほか、情報セキュリティにおける業務継続計画（ＩＴ－ＢＣＰ）等の適宜見直しや訓練・研修の実施等、サイバー攻撃に備える。
- エ 情報セキュリティリスクを正確に把握するための外部接続箇所の洗い出しを定期的に実施するとともに、該当ベンダとの契約内容について責任分界点を明示するなど改善を進める。
- オ 内部での人材育成や外部の医療機関等との協力など、情報セキュリティをはじめとした医療情報分野における多角的な人材確保・育成の検討を進める。

(2) コンプライアンス体制

職員 1 人ひとりが公的医療機関の一員として法令・行動規範と倫理を遵守するとともに、内部規程の策定等により業務執行におけるコンプライアンスを徹底する。

- ア 個人情報、患者の権利、医療の倫理、接遇、ハラスメント防止等に対する正しい知識を浸透させ、法令遵守の風土を醸成する。
- イ 診療の質を維持しつつ、労働基準法、労働安全衛生法、働き方改革関連法等の労働関係法令の遵守に努める。

(3) 情報公開

患者や地域の医療機関等に対して、ホームページや広報誌、SNS 等を活用し、業務内容や業務運営の改善等の情報発信に積極的に取り組むとともに、安心して受診できるように、開かれた病院づくりに努める。

- ア SNS 等を活用した情報発信などにより、市民の健康意識の向上やのきめ細かい情報提供に努める。

- イ 地域住民や医療機関への情報提供を強化するために、機関誌「てとて」を定期的に発行するなど、適切で鮮度の高い情報をわかりやすく提供する。
- ウ 刷新した法人及び両病院のホームページの適宜更新し、臨床評価指標当の診療実績や医療の質を分かりやすく紹介するなど、必要な最新情報を発信する。

4 法人の経営環境等の変化への対応

中期目標の期間において、患者動向や医療ニーズ等の変化により、新たな対応が必要となった場合には、半田市・常滑市と情報を共有し、中期計画の変更を行うなど柔軟に対応していく。

第6 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

1 予算（令和7年度）

（単位：百万円）

区分	金額
収入	
営業収益	22,781
医業収益	20,659
入院収益	13,903
外来収益	5,951
その他の医業収益	805
介護事業収益	118
運営費負担金	1,953
補助金等収益	51
営業外収益	433
運営費負担金	312
受取利息及び配当金	8
その他営業外収益	113
臨時収益	0
資本収入	515
運営費負担金	3
長期借入金	500
その他資本収入	12
計	23,729

（単位：百万円）

区分	金額
支出	
営業費用	22,238
医業費用	21,340
給与費	11,196
材料費	5,316
経費	4,828
その他	0
介護事業費用	122
一般管理費	776
給与費	619
経費	91
その他	66
営業外費用	492
支払利息	472
その他営業外費用	19
臨時損失	0
資本支出	2,130
建設改良費	948
償還金	1,179
その他資本支出	3
計	24,860

※計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

※期間中の診療報酬改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

2 収支計画（令和7年度）

（単位：百万円）

区分	金額
収入の部	23,446
営業収益	23,013
医業収益	20,659
入院収益	13,903
外来収益	5,951
その他医業収益	805
介護事業収益	118
運営費負担金	1,953
資産見返補助金等戻入	232
補助金等収益	51
営業外収益	433
運営費負担金	312
その他営業外収益	121
臨時収益	0

（単位：百万円）

区分	金額
支出の部	26,884
営業費用	25,547
医業費用	24,565
給与費	11,196
材料費	5,061
経費	4,348
減価償却費	3,957
その他	2
介護事業費用	122
一般管理費	861
給与費	619
経費	91
減価償却費	85
その他	66
営業外費用	1,294
支払利息	472
その他営業外費用	822
臨時損失	43
固定資産除却損	0
その他臨時損失	43
純利益	▲3,438
目的別積立金取崩額	0
総利益	▲3,438

※計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

3 資金計画（令和7年度）

（単位：百万円）

区分	金額
資金収入	31,765
業務活動による収入	23,206
診療業務による収入	20,659
運営費負担金等による収入	2,265
補助金等による収入	51
その他の業務活動による収入	231
投資活動による収入	15
運営費負担金等による収入	3
その他の投資活動による収入	12
財務活動による収入	500
長期借入による収入	500
その他財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	8,044

（単位：百万円）

区分	金額
資金支出	31,765
業務活動による支出	22,729
給与費支出	11,929
材料費支出	5,316
その他の業務活動による支出	5,485
投資活動による支出	951
有形固定資産の取得による支出	948
その他の投資活動による支出	3
財務活動による支出	1,179
長期借入返済による支出	0
移行前地方債償還による支出	1,179
その他財務活動による支出	0
翌事業年度への繰越金	6,905

※計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

第7 短期借入金の限度額

1 限度額

30 億円とする。

2 想定される短期借入金の発生事由

- （1）業績手当（賞与）の支給等による一時的な資金不足への対応
- （2）予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画

地方独立行政法人法第6条第4項及び第42条の2第1項に基づき、不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、出資団体である半田市・常滑市に納付することとする。

第 9 第 8 に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときの、その計画

なし

第 10 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備・修繕、医療機器の購入及び将来の資金需要に対応するための預金等に充てる。

第 11 料金に関する事項

1 診療料等

病院の診療料及びその他の諸料金（以下「診療料等」という。）は次に定める額とする。

- （１）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）及び介護保険法其他法令の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額とする。
- （２）（１）の規定の他、特に費用を要するものは、理事長が別に定める額とする。
この場合において、理事長は、公共性・経済性の観点から総合的に勘案して診療料等を定めるものとする。
- （３）（１）及び（２）の規定にかかわらず、診療料等が消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合は、消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。
- （４）既に納めた診療料等については、返還しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 診療料等の減免

理事長は、特別の事由があると認めるときは診療料等の全部又は一部を免除することができる。

第 12 地方独立行政法人知多半島総合医療機構の業務運営等に関する規則 で定める業務運営に関する事項

1 地域の医療水準向上への貢献に関する計画

知多半島医療圏の医療水準の向上に寄与するため、地域医療支援病院（総合医療センターのみ）、災害拠点病院（総合医療センターのみ）、救急告示病院としての役割を充実させる。

2 施設及び設備に関する計画

ア りんくう病院の施設の長寿命化を含め、計画的かつ効率的に施設整備等を進めるため、長期修繕計画の定期的な見直しを行うことで投資額の抑制に努める。

イ 医療機器については、日常的に点検や定期的なメンテナンスを行い機能を維持することで、可能な範囲で翌年度以降に更新を延伸し投資額を抑制するとともに、両病院で一体的な運用ができないか検討したうえでの計画的な更新を実施する。

ウ 健康管理センターの閉鎖にあわせて、訪問看護ステーションの、りんくう病院内への事務所移転の計画を推進する。

3 人事に関する計画

急性期から回復期までの医療を提供する両病院を運営する機構の強みを生かし、職員のキャリア形成を支援する人員配置を行うとともに、育児や介護を支援する制度を充実させ、職員が長く働くことができる職場を目指し、優れた医療人材の確保と育成を行う。

また、医療を取り巻く状況の変化への対応、医療の質向上や医療安全の確保、患者サービス向上等に十分配慮したうえで、業務量や業務内容に応じた柔軟かつ効率的な人員配置を行う。

4 前各号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項

（１）保健医療に関する専門的な知識を公開講座やホームページ等により情報発信し、普及啓発活動を実施する。

（２）診療の透明性の確保を図るため治療成績や臨床指標をホームページ等により公表する。

報告第15号

令和6年度半田市一般会計事故繰越しの繰越しについて

令和6年度半田市一般会計において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定に基づき、事故繰越しの繰越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

令和7年6月24日提出

半田市長 久 世 孝 宏

令和6年度半田市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担行為 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				支出済額	支出 未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源	一般財源	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円
6	1	石塚地区 工業団地 整備事業	6,853,462	0	6,853,462	6,853,462	6,853,462	0	0	0	6,853,462
計			6,853,462	0	6,853,462	6,853,462	6,853,462	0	0	0	6,853,462

令和6年度半田市一般会計事故繰越し繰越状況

款	項	事業名	支出負担 行為額	翌年度 繰越額	左の繰越理由及び経過等		
					繰越理由	契約 年月日	完了(予定) 年月日
6 商工費	1 商工費	石塚地区工業団 地整備事業	円 6,853,462	円 6,853,462	関係者との協議に時間を 要し、令和6年度中に土 地及び物件の引き渡しを 完了することができな かったため。	令和6年 12月27日	令和7年 6月30日

報告第16号

令和6年度半田市一般会計繰越明許費の繰越しについて

令和6年度半田市一般会計において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定に基づき、繰越明許費の繰越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和7年6月24日提出

半田市長 久 世 孝 宏

令和6年度半田市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳						
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一 般 財 源	
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
2	1	総務費 総務管理費	円 3,104,000	円 1,865,940	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 1,865,940	
3	1	民生費 社会福祉費	住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業	109,080,000	70,290,000	0	70,290,000 (地方創生臨時交付金)	0	0	0	0
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事務	17,710,000	17,508,959	0	17,508,959 (地方創生臨時交付金)	0	0	0	0	
4	1	衛生費 保健衛生費	地域脱炭素移行・再エネ推進事業	16,260,000	16,260,000	0	16,260,000 (二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金)	0	0	0	0
6	1	商工費 商工費	プレミアムデジタル商品券事業	88,298,000	88,282,500	0	88,282,500 (地方創生臨時交付金)	0	0	0	0
		企業立地・創業支援事業	62,509,000	62,508,307	0	0	0	0	0	62,508,307	
7	5	土木費 都市計画費	J R武豊線連続立体交差化事業	73,689,000	73,041,000	0	30,180,000 (都市構造再編集中支援事業費補助金)	0	23,400,000 (公共事業等債(都市構造再編集中支援事業))	0	19,461,000
8	1	消防費 消防費	災害対策資機材等整備更新事業	81,279,000	81,279,000	0	40,000,000 (新しい地方経済・生活環境創生交付金(地域防災緊急整備型))	0	0	0	41,279,000
		防災広場整備事業	2,145,000	2,145,000	0	0	0	0	0	2,145,000	

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	国庫支出金	県支出金	地方債	その他
9 教育費	2 小学校費	小学校体育館空調機器設置事業	375,726,000	375,726,000	0	141,148,000 (学校施設環境改善交付金)	0	0	0	234,578,000
	3 中学校費	中学校体育館空調機器設置事業	190,230,000	190,230,000	0	63,912,000 (学校施設環境改善交付金)	0	0	0	126,318,000
計			1,020,030,000	979,136,706	0	467,581,459	0	23,400,000	0	488,155,247

令和6年度半田市一般会計繰越明許費繰越状況

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の繰越理由及び経過等		
					繰越理由	契約(予定)年月日	完了(予定)年月日
2 総務費	1 総務管理費	自動車等管理事業	円 3,104,000	円 1,865,940	自動車メーカーの受注停止により、令和6年度中の事業完了が困難となったため。	令和7年 1月31日	令和7年 4月11日
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業	109,080,000	70,290,000	国の補正予算により、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の対象事業として予算計上したが、令和6年度中に完了することができなかったため。		令和7年 6月30日
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事務	17,710,000	17,508,959	国の補正予算により、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の対象事業として予算計上したが、令和6年度中に完了することができなかったため。		令和7年 6月30日
4 衛生費	1 保健衛生費	地域脱炭素移行・再エネ推進事業	16,260,000	16,260,000	設置事業者との調整に時間を要し、令和6年度中に事業完了が困難となったため。		令和8年 3月31日
6 商工費	1 商工費	プレミアムデジタル商品券事業	88,298,000	88,282,500	国の補正予算により、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金の対象事業として予算計上したが、令和6年度中に完了することができなかったため。	令和7年 2月27日	令和8年 2月27日
		企業立地・創業支援事業	62,509,000	62,508,307	道路改良工事を実施するにあたり、支障となる電柱の移設に時間を要し、令和6年度中に工事が完了できなかったため。	令和6年 11月15日	令和7年 6月30日
7 土木費	5 都市計画費	J R武豊線連続立体交差化事業	73,689,000	73,041,000	周辺主要道路の電線共同溝整備工事において、電線管理者との協議に時間を要し、令和6年度中に工事が完了できなかったため。	令和7年 2月7日	令和8年 3月31日
8 消防費	1 消防費	災害対策資機材等整備更新事業	81,279,000	81,279,000	国の補正予算により、新しい地方経済・生活環境創生交付金(地域防災緊急整備型)を予算計上したが、令和6年度中に事業完了することができなかったため。	令和7年 5月15日	令和7年 11月28日
		防災広場整備事業	2,145,000	2,145,000	製品の仕様変更に伴う受注停止により購入不可となり、当初の購入予定製品以外に条件を満たす製品が無く、令和6年度中の事業完了が困難となったため。	令和7年 4月23日	令和7年 9月8日

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の繰越理由及び経過等		
					繰越理由	契約（予定） 年 月 日	完了（予定） 年 月 日
9 教育費	2 小学校費	小学校体育館 空調機器設置 事業	375,726,000	375,726,000	国の補正予算により、学校施設環境改善交付金の対象事業として予算計上したが、令和6年度中に完了することができなかったため。	令和7年 2月7日	令和7年 7月28日
	3 中学校費	中学校体育館 空調機器設置 事業	190,230,000	190,230,000	国の補正予算により、学校施設環境改善交付金の対象事業として予算計上したが、令和6年度中に完了することができなかったため。	令和7年 2月7日	令和7年 7月28日

報告第17号

令和6年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計継続費の繰越しについて

令和6年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定に基づき、継続費の繰越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により別紙のとおり報告する。

令和7年6月24日提出

半田市長 久世孝宏

令和6年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残 額	翌年度 通次繰越額	左の財源内訳			
				予算 計上額	前年度 通次 繰越額	計				繰 越 金	特定財源		
											国庫 支出金	地 方 債	そ の 他
1 乙川中部土地区画整理費	1 乙川中部土地区画整理費	乙川中部土地区画整理事業	円 890,218,000	円 447,611,000	円 156,832,645	円 604,443,645	円 17,102,128	円 587,341,517	円 587,341,517	円 514,356,517	円 72,985,000 (社会資本整備総合交付金)	円 0	円 0

報告第18号

令和6年度半田市ＪＲ半田駅前土地区画整理事業特別会計繰越明許費の繰越し
について

令和6年度半田市ＪＲ半田駅前土地区画整理事業特別会計において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定に基づき、繰越明許費の繰越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和7年6月24日提出

半田市長 久 世 孝 宏

令和6年度半田市ＪＲ半田駅前土地区画整理事業特別会計
繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	県支出金	地方債	
1	1	ＪＲ半田駅前土地区画整理事業	円 280,909,000	円 240,951,050	円 0	円 5,596,000 （社会資本整備 総合交付金（道 路事業）） 63,911,000 （社会資本整備 総合交付金（都 市再生土地区画 整理事業））	円 0	円 57,200,000 （公共事業等 債（都市再生 土地区画整理 事業））	円 114,244,050
計			280,909,000	240,951,050	0	69,507,000	0	57,200,000	114,244,050

令和6年度半田市ＪＲ半田駅前土地区画整理事業特別会計
繰越明許費繰越状況

款	項	事業名		金額	翌年度繰越額	左の繰越理由及び経過等		
						繰越理由	契約（予定） 年 月 日	完了（予定） 年 月 日
1 ＪＲ半田駅前土地区画整理費	1 ＪＲ半田駅前土地区画整理費	ＪＲ半田駅前土地区画整理事業（ＪＲ半田駅前土地区画整理事業測量調査設計業務委託料）		円 48,840,000	円 48,840,000	関係事業者との協議に時間を要し、令和6年度中に完了することができなかったため。		令和8年 3月31日
		ＪＲ半田駅前土地区画整理事業（区画整理工事）		117,970,000	117,970,000		令和7年 2月28日	令和8年 3月31日
		ＪＲ半田駅前土地区画整理事業（水道工事負担金）		8,102,000	8,102,000	物件移転の完了が困難となったことに伴い、令和6年度中に完了することができなかったため。		令和8年 3月31日
		ＪＲ半田駅前土地区画整理事業（ガス工事負担金）		900,000	900,000			令和8年 3月31日
		ＪＲ半田駅前土地区画整理事業（物件移転補償費）	3件	83,000,000	43,042,050	所有者との交渉に時間を要し、令和6年度中に完了することができなかったため。	令和7年 1月31日	令和8年 3月31日
		ＪＲ半田駅前土地区画整理事業（整備工事に伴う移転補償費）		22,097,000	22,097,000	物件移転の完了が困難となったことに伴い、令和6年度中に完了することができなかったため。		令和8年 3月31日

報告第19号

令和6年度半田市水道事業会計予算の繰越しについて

令和6年度半田市水道事業会計において、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第1項及び第2項ただし書きの規定に基づき、予算の繰越しをしたので、同条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

令和7年6月24日提出

半 田 市 長 久 世 孝 宏

令和 6 年度半田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	建設改良費 大口径配水管布設 工事（週休 2 日）	22,568,700	0	22,568,700
		建設改良費 配水管移設工事 （その 2）（週休 2 日）	8,000,000	0	8,000,000

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰上 繰越額に係る 繰越を要する たな卸資産の 購入限度額	説 明
他会計 負担金	負担金	損益勘定 留保資金			
円 0	0	22,568,700	円 0	円 0	土地区画整理事業による道路整備工事に遅れが生じたことにより、令和6年度中に工事を完了できなかったため。
7,020,000	0	980,000	0	0	下水道雨水管整備工事に遅れが生じたことにより、令和6年度中に工事を完了できなかったため。

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
		建設改良費 配水管布設工事 (その17) (週休 2日)	25,367,100	0	25,367,100
		建設改良費 配水管布設工事 (その18) (週休 2日)	5,808,000	0	5,808,000
		建設改良費 水管橋改良工事に 伴う測量調査設計業 務委託	67,155,000	0	67,155,000

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
他会計負担金	負担金	損益勘定留保資金			
0	0	25,367,100	0	0	工事箇所沿線で解体工事が重複したことにより、令和6年度中に工事を完了できなかったため。
0	2,971,100	2,836,900	0	0	給水装置工事の申請に併せて実施する工事であり、申請が年度末に提出されたことにより、令和6年度中に工事を完了できなかったため。
0	0	67,155,000	0	0	水管橋の設計を実施するにあたり、河川管理者との協議に時間を要したことにより、令和6年度中に設計業務を完了できなかったため。

地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による水道事業費用の事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 水道事業 費用	3 特別 損失	特別損失 旧亀崎高根配水池 取り壊し工事（週休 2日）	21,780,000	0	21,780,000

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
他会計負担金	負担金	損益勘定留保資金			
円 0	0	21,780,000	円 0	円 0	配水池の撤去時に、当初想定していなかったコンクリート基礎杭が確認され、この撤去等の工法検討に時間を要したことにより、令和6年度中に工事を完了できなかったため。

報告第20号

令和6年度半田市下水道事業会計予算の繰越しについて

令和6年度半田市下水道事業会計において、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定に基づき、予算の繰越しをしたので、同条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

令和7年6月24日提出

半田市長 久 世 孝 宏

令和6年度半田市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
1 資本的 支出	1 建設 改良費	建設改良費 供用開始区域内污水管 整備工事（その3・布設 替）（週休2日）	円 42,900,000	円 0	円 42,900,000
		建設改良費 土地区画整理事業污水 管整備工事（JR半田駅前） （週休2日）：中央処理 分区	21,437,000	1,097,800	20,339,200
		建設改良費 公共污水ます設置工事	129,500,000	83,096,950	935,000
		建設改良費 ストックマネジメント 計画策定業務委託	2,937,000	0	2,937,000

左 の 財 源 内 訳				不用額	翌年度繰上る要額の限度	繰上る資産購入額	説 明
企業債	国庫補助金	負担金	損益勘定留保資金				
円 28,600,000	円 14,300,000	円 0	円 0	円 0	円 0		工事施工に伴い発生する交通規制に係る地元調整に期間を要したことにより、令和6年度中に工事を完了できなかったため。
0	0	15,418,700	4,920,500	0	0		物件移転の完了が困難となったことにより、令和6年度中に工事を完了できなかったため。
0	0	0	935,000	45,468,050	0		公共汚水ます設置申請書が年度末に提出されたことにより、令和6年度中に工事を完了できなかったため。
0	0	0	2,937,000	0	0		愛知県との事前協議に時間を要したことにより、令和6年度中に業務を完了できなかったため。

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
1 資本的 支出	1 建設 改良費	建設改良費 半田市公共下水道北浜 田排水ポンプ場他2施設 の実施設計の作成委託に 関する協定	円 57,000,000	円 0	円 44,200,000
		建設改良費 半田市公共下水道東成 岩排水ポンプ場再構築基 本設計（耐震実施計画） に係る技術的援助に関す る協定）	42,385,000	0	32,157,000
		建設改良費 雨水管整備工事（週休 2日）	107,283,000	0	107,283,000
		建設改良費 雨水管整備工事に伴う 移転補償費（水道管）： 亀崎排水区	9,506,118	0	9,506,118

左 の 財 源 内 訳				不用額	翌年度繰上る要な限	繰係をた産入額	説 明
企業債	国庫補助金	負担金	損益勘定 留保資金				
円	円	円	円	円	円		
24,950,000	19,250,000	0	0	12,800,000	0		ポンプ設備の能力・配置検討に時間を要したことにより、令和6年度中に設計を完了できなかったため。
18,407,000	13,750,000	0	0	10,228,000	0		ポンプ設備の能力・配置検討に時間を要したことにより、令和6年度中に設計を完了できなかったため。
81,750,000	25,500,000	0	33,000	0	0		入札不調による施工方法の再検討に時間を要したことにより、令和6年度中に工事を完了できなかったため。
8,500,000	0	0	1,006,118	0	0		雨水管整備工事（週休2日）が遅れたことにより、令和6年度中に工事を完了できなかったため。

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
1 資本的 支出	1 建設 改良費	建設改良費 雨水管整備工事に伴う 移転補償費（ガス管）： 亀崎排水区	3,428,851	0	3,428,851
		建設改良費 半田市公共下水道事業 計画申請書作成業務委託	4,532,000	0	4,532,000

左 の 財 源 内 訳				不用額	繰上 年度 繰越 要 な の 限	繰下 年度 繰越 す る 資 産 入 額	説 明
企業債	国庫補助金	負担金	損益勘定 留保資金				
3,428,851	0	0	0	0	0	0	雨水管整備工事（週休 2日）が遅れたことにより、令和6年度中に 工事を完了できなかったため。
0	0	0	4,532,000	0	0	0	愛知県との事前協議に 時間を要したことにより、令和6年度中に業 務を完了できなかったため。

議案第53号

令和7年度半田市一般会計補正予算第2号

令和7年度半田市の一般会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58,428千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,145,428千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月24日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		千円 7,989,576	千円 51,068	千円 8,040,644
	2 国庫補助金	2,076,111	51,068	2,127,179
17 県支出金		3,237,973	6,201	3,244,174
	2 県補助金	897,699	6,201	903,900
19 寄附金		101,892	1,159	103,051
	1 寄附金	101,892	1,159	103,051
歳 入 合 計		49,087,000	58,428	49,145,428

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 4,942,108	千円 8,840	千円 4,950,948
	1 総務管理費	4,030,101	8,840	4,038,941
	3 戸籍住民基本台帳費	304,059	0	304,059
3 民生費		20,187,813	6,732	20,194,545
	2 児童福祉費	10,242,719	1,908	10,244,627
	3 生活保護費	1,425,089	4,824	1,429,913
4 衛生費		4,949,035	△27,938	4,921,097
	1 保健衛生費	3,103,133	10,122	3,113,255
	2 清掃費	1,845,902	△38,060	1,807,842
6 商工費		985,765	39,629	1,025,394
	1 商工費	985,765	39,629	1,025,394
7 土木費		5,991,271	23,031	6,014,302
	5 都市計画費	4,128,417	23,031	4,151,448
8 消防費		1,354,222	63	1,354,285
	1 消防費	1,354,222	63	1,354,285
9 教育費		9,034,145	928	9,035,073
	3 中学校費	740,680	200	740,880
	5 社会教育費	1,063,973	728	1,064,701
11 公債費		1,133,489	7,143	1,140,632

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 公債費	千円 1,133,489	千円 7,143	千円 1,140,632
歳 出	合 計	49,087,000	58,428	49,145,428

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 6 国庫支出金	7,989,576	51,068	8,040,644
1 7 県支出金	3,237,973	6,201	3,244,174
1 9 寄附金	101,892	1,159	103,051
歳 入 合 計	49,087,000	58,428	49,145,428

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	4,942,108	8,840	4,950,948
3 民生費	20,187,813	6,732	20,194,545
4 衛生費	4,949,035	△27,938	4,921,097
6 商工費	985,765	39,629	1,025,394
7 土木費	5,991,271	23,031	6,014,302
8 消防費	1,354,222	63	1,354,285
9 教育費	9,034,145	928	9,035,073
1 1 公債費	1,133,489	7,143	1,140,632
歳 出 合 計	49,087,000	58,428	49,145,428

補正額の財源内訳			
特 国 県 支 出 金	定 地 方 債	源 そ の 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
5,229	0	273	3,338
2,411	0	0	4,321
10,000	0	0	△37,938
39,629	0	252	△252
0	0	371	22,660
0	0	63	0
0	0	200	728
0	0	0	7,143
57,269	0	1,159	0

2 歳 入

1 6 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	千円 733,143	千円 38,657	千円 771,800
2 民生費国庫補助金	629,538	2,411	631,949
3 衛生費国庫補助金	106,327	10,000	116,327
計	2,076,111	51,068	2,127,179

1 7 款 県支出金

2 項 県補助金

5 商工費県補助金	14,237	6,201	20,438
計	897,699	6,201	903,900

1 9 款 寄附金

1 項 寄附金

1 総務費寄附金	80,045	273	80,318
4 消防費寄附金	231	63	294
5 教育費寄附金	3,742	200	3,942
6 商工費寄附金	0	252	252

節		説 明	
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	千円 33,428	65 地方創生臨時交付金	千円 33,428
2 戸籍住民基本台帳費補助金	5,229	05 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	5,229
1 社会福祉費補助金	2,411	54 生活困窮者就労準備支援事業等補助金	2,411
2 環境対策費補助金	10,000	01 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金	10,000

1 商工費補助金	6,201	05 げんき商店街推進事業費補助金	6,201

1 総務管理費寄附金	273	02 社会福祉基金寄附金	70
		14 緑化基金寄附金	129
		15 新美南吉文学顕彰基金寄附金	20
		18 教育基金寄附金	54
1 消防費寄附金	63	01 非常備消防費寄附金	63
3 中学校費寄附金	200	01 中学校教育振興費寄附金	200
1 商工費寄附金	252	01 はんだ山車まつり寄附金	252

1 項 寄附金

目	補正前の額	補 正 額	計
7 土木費寄附金	千円 0	千円 371	千円 371
計	101,892	1,159	103,051

節		説 明	
区 分	金 額		
1 都市計画費寄 附金	千円 371	02 公園費寄附金	千円 371

3 歳 出

2款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
5 財産管理費	476,552	8,840	485,392			寄附金 273	8,567
計	4,030,101	8,840	4,038,941	0	0	273	8,567

3項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費				国庫支出金 5,229			△5,229
計	304,059	0	304,059	5,229	0	0	△5,229

3款 民生費

2項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	448,744	222	448,966				222
2 児童福祉費	6,954,074	1,686	6,955,760				1,686
計	10,242,719	1,908	10,244,627	0	0	0	1,908

3項 生活保護費

1 生活保護総務費	118,590	4,824	123,414	国庫支出金 2,411			2,413
-----------	---------	-------	---------	----------------	--	--	-------

節		説 明	
区 分	金 額		
13 使用料及び賃借料	千円 1,456	04 自動車等管理費	千円 1,456
		01 自動車等管理事業	1,456
		13 使用料及び賃借料	1,456
		テレビ受信料	1,456
24 積立金	7,384	20 基金積立金	7,384
		01 基金積立金	273
		24 積立金	273
		社会福祉基金積立金	70
		緑化基金積立金	129
		新美南吉文学顕彰基金積立金	20
		教育基金積立金	54
		50 財政調整基金積立金	7,111
		24 積立金	7,111
		財政調整基金積立金	7,111

		財源更正 (01 01 職員給等)	
		財源更正 (05 50 戸籍等振り仮名記載事業)	

13 使用料及び賃借料	222	02 児童福祉一般事務費	222
		05 要保護児童対策事業	222
		13 使用料及び賃借料	222
		テレビ受信料	222
12 委託料	1,686	20 児童センター管理運営費	1,686
		01 児童センター管理運営事業	1,686
		12 委託料	1,686
		測量委託料	1,686

12 委託料	4,824	02 生活保護事務費	4,824
		01 生活保護運営対策事業	4,824
		12 委託料	4,824

2 款 総務費

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
計	1,425,089	4,824	1,429,913	2,411	0	0	2,413

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	2,294,411	122	2,294,533				122
4 環境対策費	184,696	10,000	194,696	国庫支出金 10,000			
計	3,103,133	10,122	3,113,255	10,000	0	0	122

2 項 清掃費

2 ごみ処理費	1,496,048	△38,060	1,457,988				△38,060
計	1,845,902	△38,060	1,807,842	0	0	0	△38,060

6 款 商工費

1 項 商工費

2 商工振興費	629,569	39,629	669,198	国庫支出金 33,428 県支出金 6,201			
---------	---------	--------	---------	----------------------------------	--	--	--

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		生活保護システム改修委託料 4,824

13 使用料及び賃借料	122	04 健康増進事業費 122 01 健康づくり推進事業 122 13 使用料及び賃借料 122 テレビ受信料 122
18 負担金、補助及び交付金	10,000	05 環境対策事業費 10,000 53 地域脱炭素移行・再エネ推進事業 10,000 18 負担金、補助及び交付金 10,000 地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金 10,000

10 需用費	△19,660	10 ごみ減量対策事業費 △38,060 54 ごみ減量協力還元事業 △38,060
11 役務費	△18,400	10 需用費 △19,660 消耗品費 △17,783 印刷製本費 △1,877 11 役務費 △18,400 通信運搬費 △4,580 指定資源回収袋交換手数料 △13,820

10 需用費	157	02 商工業振興事業費 39,629 11 プレミアムデジタル商品券事業 39,629
11 役務費	134	10 需用費 157 印刷製本費 157 11 役務費 134 通信運搬費 53 広告料 81
12 委託料	2,349	12 委託料 2,349 運営業務委託料 1,100
18 負担金、補助及び交付金	36,989	

3 款 民生費 4 款 衛生費 6 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
4 観光費						寄附金 252	△252
計	985,765	39,629	1,025,394	39,629	0	252	△252

7 款 土木費
5 項 都市計画費

1 都市計画総務費	1,309,586	22,660	1,332,246				22,660
4 公園費	212,844	371	213,215			寄附金 371	
計	4,128,417	23,031	4,151,448	0	0	371	22,660

8 款 消防費
1 項 消防費

2 非常備消防費	80,494	63	80,557			寄附金 63	
計	1,354,222	63	1,354,285	0	0	63	0

9 款 教育費
3 項 中学校費

2 教育振興費	191,186	200	191,386			寄附金 200	
計	740,680	200	740,880	0	0	200	0

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		サポート窓口業務委託料 1,249
		18 負担金、補助及び交付金 36,989
		プレミアム分負担金 36,989
		財源更正（02 50 観光振興事業）

12 委託料	22,660	02 都市計画一般事務費 22,660
		05 名鉄河和線連続立体交差化事業 22,660
		12 委託料 22,660
		鉄道高架事業調査検討業務委託料 22,660
14 工事請負費	371	02 公園管理費 371
		01 公園管理事業 371
		14 工事請負費 371
		樹木等管理工事 371

10 需用費	63	02 消防団費 63
		01 消防団費 63
		10 需用費 63
		消耗品費 63

10 需用費	6	02 中学校教育振興費 200
		02 中学校教育振興事業 200
17 備品購入費	194	10 需用費 6
		教材用消耗品費 6
		17 備品購入費 194
		教材用備品 194

6 款 商工費

7 款 土木費

8 款 消防費

9 款 教育費

5 項 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6 新美南吉記念館費	120,779	728	121,507				728
計	1,063,973	728	1,064,701	0	0	0	728

1 1 款 公債費

1 項 公債費

1 元金	1,037,014	7,100	1,044,114				7,100
3 公債諸費	0	43	43				43
計	1,133,489	7,143	1,140,632	0	0	0	7,143

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委託料	千円 728	02 新美南吉記念館管理運営費 02 新美南吉記念館施設管理事業 12 委託料 測量委託料	千円 728 728 728 728

22 償還金、利子 及び割引料	7,100	02 地方債償還元金 50 地方債償還元金 22 償還金、利子及び割引料 財政融資資金（元金）	7,100 7,100 7,100 7,100
22 償還金、利子 及び割引料	43	01 公債諸費 80 公債諸費 22 償還金、利子及び割引料 繰上償還に係る加算金	43 43 43 43

令和7年度半田市一般会計補正予算第2号 歳入参考資料

(款) 16 国 庫 支 出 金

(単位：千円)

項目	節		補正前	補正後	比較増減
	区分／金額				
2	国庫補助金				
	1 総務費国庫補助金				
	1 総務管理費補助金 33,428	地方創生臨時交付金 413,806 413,806×10/10	413,806	地方創生臨時交付金 447,234 447,234×10/10	447,234 33,428
	2 戸籍住民基本台帳費補助金 5,229	社会保障・税番号制度 システム整備費等補助金	8,295	社会保障・税番号制度 システム整備費等補助金	13,524 5,229
2	民生費国庫補助金				
	1 社会福祉費補助金 2,411	生活困窮者就労準備 支援事業等補助金 (学習支援)1,798×1/2 (業務効率化)330×1/2 (成年後見利用促進)793×1/2 (家計改善・一時生活・就労準備) 22,153×2/3 (一時生活)1,498×2/3 (医療扶助適正化)406×3/4 (扶養義務調査充実)90×3/4 (保護決定等体制強化)4,573×3/4 (その他適正化)9,483×3/4	28,138	生活困窮者就労準備 支援事業等補助金 (学習支援)1,798×1/2 (業務効率化)330×1/2 (成年後見利用促進)793×1/2 (家計改善・一時生活・就労準備) 22,153×2/3 (一時生活)1,498×2/3 (医療扶助適正化)406×3/4 (扶養義務調査充実)90×3/4 (保護決定等体制強化)4,573×3/4 (その他適正化)9,483×3/4 (調査項目の変更等・生活扶助基準改定) 4,823×1/2	30,549 2,411
	3 衛生費国庫補助金				
	2 環境対策費補助金 10,000	二酸化炭素排出抑制 対策事業費交付金 (PV導入・蓄電池等)87,080×10/10 (EV購入費)3,430 (充電設備)10,470×1/2	95,745	二酸化炭素排出抑制 対策事業費交付金 (PV導入・蓄電池等)97,080×10/10 (EV購入費)3,430 (充電設備)10,470×1/2	105,745 10,000

(款) 17 県 支 出 金

(単位：千円)

項目	節		補正前	補正後	比較増減
	区分／金額				
2	県補助金				
	5	商工費県補助金			
	1	商工費補助金 6,201	げんき商店街推進事業費 補助金 5,169 10,339×1/2	げんき商店街推進事業費 補助金 11,370 22,740×1/2	6,201

令和7年度半田市一般会計補正予算第2号 歳入参考資料（寄附一覧）

（款）19 寄 附 金

（単位：円）

項 目 節	細 節	寄附者名および寄附金額	
	寄附の目的		
1	寄附金		
1	総務費寄附金		
1	総務管理費寄附金		
2	社会福祉基金寄附金		70千円
	地域福祉のために	板山竹炭研究会 代表 山田 嵩 様	20,000
	子育て支援のために	株式会社植木店 代表取締役社長 榑原 英樹 様	50,000
14	緑化基金寄附金		129千円
	公園緑化のために	福田 徹 様	129,300
15	新美南吉文学顕彰基金寄附金		20千円
	新美南吉文学の顕彰のために	匿名（1名）	20,000
18	教育基金寄附金		54千円
	宮池小学校の環境整備のために	匿名（1名）	53,660
4	消防費寄附金		
1	消防費寄附金		
1	非常備消防費寄附金		63千円
	消防団活性化のために	株式会社伊藤園 名古屋南支店 様	62,938
5	教育費寄附金		
3	中学校費寄附金		
1	中学校教育振興費寄附金		200千円
	成岩中学校の教材充実のために	株式会社名古屋銀行 様	200,000
6	商工費寄附金		
1	商工費寄附金		
1	はんだ山車まつり寄附金		252千円
	山車まつり関連事業のために	株式会社コメ兵 様（企業版ふるさと納税）	251,132
7	土木費寄附金		
1	都市計画費寄附金		
1	公園費寄附金		371千円
	公園緑化のために	福田 徹 様	370,700

議案第54号

令和7年度半田市下水道事業会計補正予算第1号

(総則)

第1条 令和7年度半田市下水道事業会計の補正予算第1号は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条

(科目)	(既決額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 資本的収入	1,279,057 千円	27,720 千円	1,306,777 千円
第1項 企業債	585,190 千円	22,500 千円	607,690 千円
第3項 補助金	268,425 千円	5,220 千円	273,645 千円
支出			
第1款 資本的支出	2,338,266 千円	27,720 千円	2,365,986 千円
第1項 建設改良費	935,473 千円	27,720 千円	963,193 千円

令和7年6月24日提出

半田市長 久世孝宏

令和7年度半田市下水道事業会計補正予算実施計画

資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資 本 的 収 入			千円 1,306,777	
	1 企 業 債		607,690	
		1 企 業 債	607,690	下水道事業債
	3 補 助 金		273,645	
		1 国 庫 補 助 金	186,200	下水道管等の整備・改良に係る国庫補助金

支 出

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資 本 的 支 出			千円 2,365,986	
	1 建 設 改 良 費		963,193	下水道施設の建設改良等に要する費用
		2 雨 水 整 備 費 事 業 費	378,590	雨水管及び雨水ポンプ場等の整備等に要する費用

令和7年度半田市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	500
減価償却費	2,026,373
貸倒引当金の増減額(△は減少)	777
引当金の増減額(△は減少)	20,247
長期前受金戻入額	△ 1,016,662
受取利息及び受取配当金	△ 22
支払利息	178,576
未収金の増減額(△は増加)	14,463
未払金の増減額(△は減少)	△ 1,378,832
固定資産除却費	3,256
前払金の増減額(△は増加)	0
小計	△ 151,324
利息及び配当金の受取額	22
利息の支払額	△ 178,576
計	△ 329,878

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 863,400
無形固定資産の取得による支出	△ 22,144
国庫県補助金等による収入	211,815
他会計補助金による収入	79,496
他会計負担金等による収入	56,267
計	△ 537,966

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	607,690
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,402,793
他会計からの出資による収入	317,274
計	△ 477,829

資金増加額	△ 1,345,673
資金期首残高	1,868,124
資金期末残高	522,451

令和7年度半田市下水道事業予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1)有形固定資産

イ土地		1,374,150
ロ建物	6,080,663	
減価償却累計額	<u>△ 2,066,829</u>	4,013,834
ハ構築物	55,441,491	
減価償却累計額	<u>△ 16,535,430</u>	38,906,061
ニ機械及び装置	2,128,431	
減価償却累計額	<u>△ 927,951</u>	1,200,480
ホ車両及び運搬具	1,715	
減価償却累計額	<u>△ 1,398</u>	317
ヘ工具器具及び備品	3,228	
減価償却累計額	<u>△ 624</u>	2,604
ト建設仮勘定		<u>1,758,043</u>

有形固定資産合計

47,255,489

(2)無形固定資産

イ地上権		1,376
ロ施設利用権		<u>1,972,747</u>

無形固定資産合計

1,974,123

(3)投資その他の資産

イ出資金		<u>834</u>
------	--	------------

投資その他の資産合計

834

固定資産合計

49,230,446

2 流 動 資 産

(1)現金預金

522,451

(2)未収金

316,997

貸倒引当金

△ 3,500

前払金

0

313,497

(3)その他流動資産

0

流動資産合計

835,948

資産合計

50,066,394

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良等の財源に充てるための企業債 10,422,468 10,422,468

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金 112,953
引 当 金 合 計 112,953

(3) 前 受 金

イ 前 受 金 0 0

固 定 負 債 合 計

10,535,421

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良等の財源に充てるための企業債 1,273,582 1,273,582

(2) 未 払 金

273,883

(3) 引 当 金

イ 退職給付引当金 0
ロ 賞 与 引 当 金 7,747
ハ 法 定 福 利 引 当 金 1,414

引 当 金 合 計

9,161

(4) 預 り 金

1,000

流 動 負 債 合 計

1,557,626

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

32,575,835

(2) 収 益 化 累 計 額

△ 10,579,975

繰 延 収 益 合 計

21,995,860

負 債 合 計

34,088,907

資 本 の 部

6 資 本 金

(1) 自 己 資 本 金

14,522,657

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 受贈資産評価額 807,627
ロ 他 会 計 負 担 金 566,522
ハ 基 金 運 用 金 0

資 本 剰 余 金 合 計

1,374,149

(2) 利 益 剰 余 金

イ 当年度未処分利益剰余金 80,681

利 益 剰 余 金 合 計

80,681

剰 余 金 合 計

1,454,830

資 本 合 計

15,977,487

負 債 資 本 合 計

50,066,394

注記

Ⅲ セグメント情報の開示

２ 報告セグメントごとの営業収益等

令和７年度（令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで）

（単位：千円）

補正後	汚水事業	雨水事業	合 計
営業収益	1,364,817	681,053	2,045,870
営業費用	2,006,264	1,091,021	3,097,285
営業損益	△ 641,447	△ 409,968	△ 1,051,415
経常損益	0	500	500
セグメント資産	29,116,243	20,950,151	50,066,394
セグメント負債	20,312,630	13,776,277	34,088,907
その他の項目			
他会計繰入金	630,666	734,163	1,364,829
減価償却費	1,174,594	851,779	2,026,373
支払利息	129,463	49,113	178,576
固定資産の増加額	△ 687,815	△ 456,270	△ 1,144,085
補正前	汚水事業	雨水事業	合 計
営業収益	1,364,817	681,053	2,045,870
営業費用	2,006,264	1,091,021	3,097,285
営業損益	△ 641,447	△ 409,968	△ 1,051,415
経常損益	0	500	500
セグメント資産	29,116,243	20,922,431	50,038,674
セグメント負債	20,312,630	13,748,557	34,061,187
その他の項目			
他会計繰入金	630,666	734,163	1,364,829
減価償却費	1,174,594	851,779	2,026,373
支払利息	129,463	49,113	178,576
固定資産の増加額	△ 687,815	△ 483,990	△ 1,171,805
比 較	汚水事業	雨水事業	合 計
営業収益	0	0	0
営業費用	0	0	0
営業損益	0	0	0
経常損益	0	0	0
セグメント資産	0	27,720	27,720
セグメント負債	0	27,720	27,720
その他の項目			
他会計繰入金	0	0	0
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
固定資産の増加額	0	27,720	27,720

令和7年度半田市下水道事業会計補正予算事項別明細書

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
1 資 本 的 収 入			1,279,057	27,720	1,306,777
	1 企 業 債		585,190	22,500	607,690
		1 企 業 債	585,190	22,500	607,690
	3 補 助 金		268,425	5,220	273,645
		1 国 庫 補 助 金	180,980	5,220	186,200

支 出

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
1 資 本 的 支 出			2,338,266	27,720	2,365,986
	1 建 設 改 良 費		935,473	27,720	963,193
		2 雨 水 整 備 費 事 業 費	350,870	27,720	378,590

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
公共下水道事業債	22,500	
国 庫 補 助 金	5,220	

節		説 明
区 分	金 額	
委 託 料	27,720	大規模下水道管路特別重点調査

議案第五十五号

半田市学校給食センター設置条例の一部改正について

半田市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年六月二十四日提出

半田市長 久世孝宏

半田市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

半田市学校給食センター設置条例（昭和四十五年半田市条例第十一号）の一部を改正する条例を次のように改正する。

題名中「設置」を削る。

第一条中「処理する」の下に「とりわけ、食糧を推進する」を、「設置」の下に「及び管理」を加える。

第三条中「半田市教育委員会」の下に「（以下「教育委員会」という。）」を加える。

第五条を第十二条とし、第四条の次に次の八条を加える。

（施設の使用）

第五条 教育委員会は、給食センターのうち、調理実習室を使用されることとなる。

（使用の許可）

第六条 調理実習室を使用しようとする者は、教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、給食センターの管理上必要があると認めたとせば、前項の許可に条件を付することとなる。

（使用の制限）

第七条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、調理実習室の使用を許可しないこととなる。

- Ⅰ その使用が営利を目的としたものであると認めるとき。
- Ⅱ その使用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- Ⅲ その他教育委員会が不適当と認めるとき。

（使用許可の取消等）

第八条 教育委員会は、第六条の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用許可を取り消し、又は中止することとなる。

- Ⅰ 法令又はこの条例若しくはこの条例に基づき規則に違反したとき。
- Ⅱ 許可に付された条件に違反したとき。
- Ⅲ 偽りその他不正な手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。

(権利の譲渡の禁止)

第九条 使用者は、調理実習室を使用する権利を他に譲渡し、又は転賃してはならない。

(使用料)

第十条 使用者は、別に定める条例による使用料を納入しなければならない。

(使用者の義務)

第十一条 使用者は調理実習室の使用に際し、この条例、この条例に基づき規則及び教育委員会の指示に従わなければならない。

2 使用者は、その使用が終わったときは、原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第十二条 使用者は、故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りではない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年八月一日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定に基づき調理実習室の使用の許可その他の行為は、この条例の施行期日においても行つていくことができる。

(半田市使用料条例の一部改正)

3 半田市使用料条例（昭和三十九年半田市条例第一号）の一部を次のように改正する。
別表学校施設の項の次に次の一項を加える。

学校給食 センター	調理実習室	半 日	八八〇円	〃	Ⅰ 半日は、午前九時から午後一時まで、又は午後一時から午後五時まで 全日は、午前九時から午後五時まで Ⅱ 調理台を使用する場合は調理実習室の使用料その他調理台一台につき別途支払う
		全 日	一、七六〇円		
	調理台（一台につき）	半 日	一一〇円		
		全 日	一一一〇円		
	冷暖房設備	半 日	四四〇円		
		全 日	八八〇円		

議案第五十六号

半田市高度先端産業立地促進条例の一部改正について

半田市高度先端産業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年六月二十四日提出

半田市長 久世孝宏

半田市高度先端産業立地促進条例の一部を改正する条例

半田市高度先端産業立地促進条例（平成二十三年半田市条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「に新たに機械設備を設置すること」を「の機械及び装置の過半を入れ替えること」に改める。

第二条第九号を削り、第八号を第十二号とし、第七号の次に次の四号を加える。

八 中堅企業者 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条に規定する企業をいう。

九 みなし大企業 中小企業者又は中堅企業者のうち、次に掲げるいずれかに該当する企業をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の二分の一以上を同一の大企業が所有している企業

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の三分の一以上を大企業が所有している企業

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の二分の一以上を占めている企業

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウのいずれかに該当する者が所有している企業

オ アからウに該当する者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている企業

十 大企業 中小企業者及び中堅企業者のいずれにも該当しない企業をいう。

十一 企業グループ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「財務諸表等規則」という。）で定められている連結会社、非連結子会社及び関連会社をいう。

第二条に次の一号を加える。

十三 常用雇用者 工場等を主たる勤務地とし、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定に基づき雇用の予定を必要とする者をいう。

第四条第一項第二号中「百分の十」の下に「（みなし大企業は百分の九）」を、「百分の五」の下に「（みなし大企業は百分の四十五）」を加え、「機械設備を設置」を「機械及び装置を増設」に、同条第二項中「一事業者」を「同一の事業所における同一事業において」に改め、次のただし書きを加える。

ただし、中小企業者及び中堅企業者（いずれもみなし大企業を除く。）については」の限りでない。

第四条に次の一項を加える。

4 過去にこの奨励金の対象となつた工場等がある企業グループ内の事業所の敷地内に当該企業グループ内の企業（自社も含む。）が工場等の新設等をする場合の奨励金のうち市が負担する額の総額は、当該企業グループで十億円を限度とする。ただし、財務諸表等規則で定められている持分法の適用を受ける会社については、持分の比率に応じて、限度額に算入する。

第五条第一項第一号中「五十億円以上」の下に「（中堅企業者にあつては一億円以上）」を、「中小企業者」の下に「及び中堅企業者」を加え、同項第二号中「新規常用雇用者が二十人以上であること」を「常用雇用者が十人以上（中堅企業者にあつては五人以上）増加すること」に改め、同条第二項第二号中「新規」を削り、「であること」を「増加すること」に改め、同条第三項中「新規」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の半田市高度先端産業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定の申請を行った者について適用し、同日前に指定の申請を行った者については、なお従前の例による。

議案第57号

長根西住宅解体工事（週休2日）請負契約の締結について
次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和7年6月24日提出

半田市長 久 世 孝 宏

- 1 工 事 名 長根西住宅解体工事（週休2日）
- 2 工 事 場 所 半田市長根町二丁目57番地の2
- 3 請負契約金額 金138,270,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金12,570,000円）
- 4 請負契約者 愛知県岡崎市戸崎町字郷畔20番地
丸三建設工業株式会社
代表取締役 蒲野 功樹
- 5 契約の方法 制限付き一般競争入札

(案)

工 事 請 負 契 約 書

収	入
印	紙

1. 工 事 名 長根西住宅解体工事（週休 2 日）
2. 路線等の名称 なし
3. 工 事 場 所 半田市長根町二丁目 5 7 番地の 2
4. 工 事 概 要 別添設計書、仕様書及び図面のとおり
5. 工 期 着 手 令和 7 年 7 月 1 5 日
完 了 令和 8 年 3 月 1 0 日
6. 契 約 金 額 金 1 3 8, 2 7 0, 0 0 0 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 1 2, 5 7 0, 0 0 0 円)
7. 契 約 保 証 金 免除
8. 特に定めた条件
 - (1) 前払金 当該経費の 1 0 分の 4 を超えない範囲内
 - (2) 中間前払金 当該経費の 1 0 分の 2 を超えない範囲内

上記の工事について、発注者 半田市 と受注者 丸ヨ建設工業株式会社 とは、別添約款に定めた条項により請負契約を締結し、この契約を証するため本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を所持する。

令和 年 月 日

発 注 者 半田市東洋町二丁目 1 番地
半田市
半田市長 久世 孝宏

受 注 者 愛知県岡崎市戸崎町字郷畔 2 0 番地
丸ヨ建設工業株式会社
代表取締役 蒲野 功樹

工 事 概 要

長根西住宅解体工事（週休2日）

1. 敷 地

地名地番	半田市長根町二丁目5 7番地の2
敷地面積	6,153.36 m ²
用途地域	第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域
防火地域	なし（22条地域）

2. 工事概要

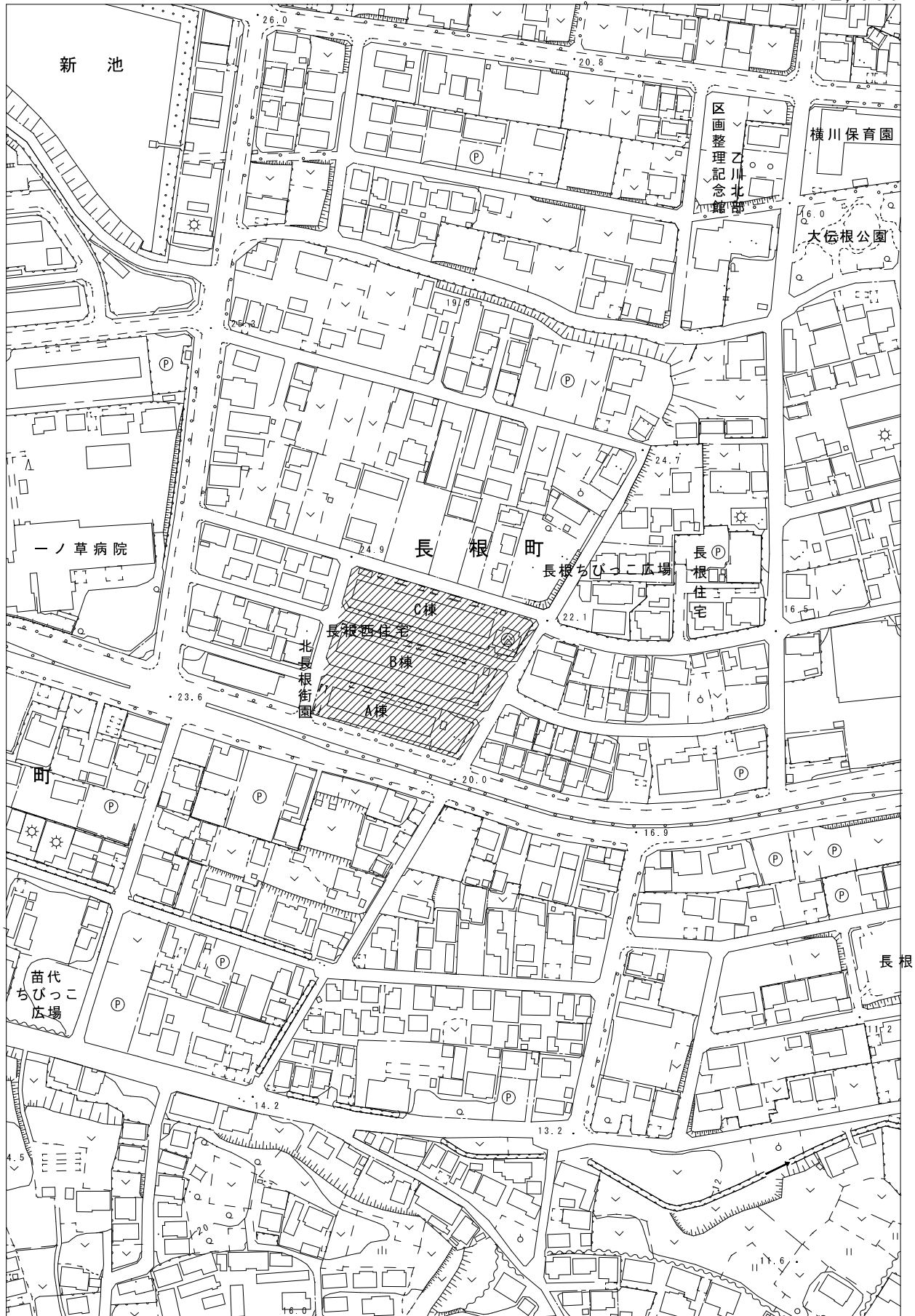
解体工事 一式

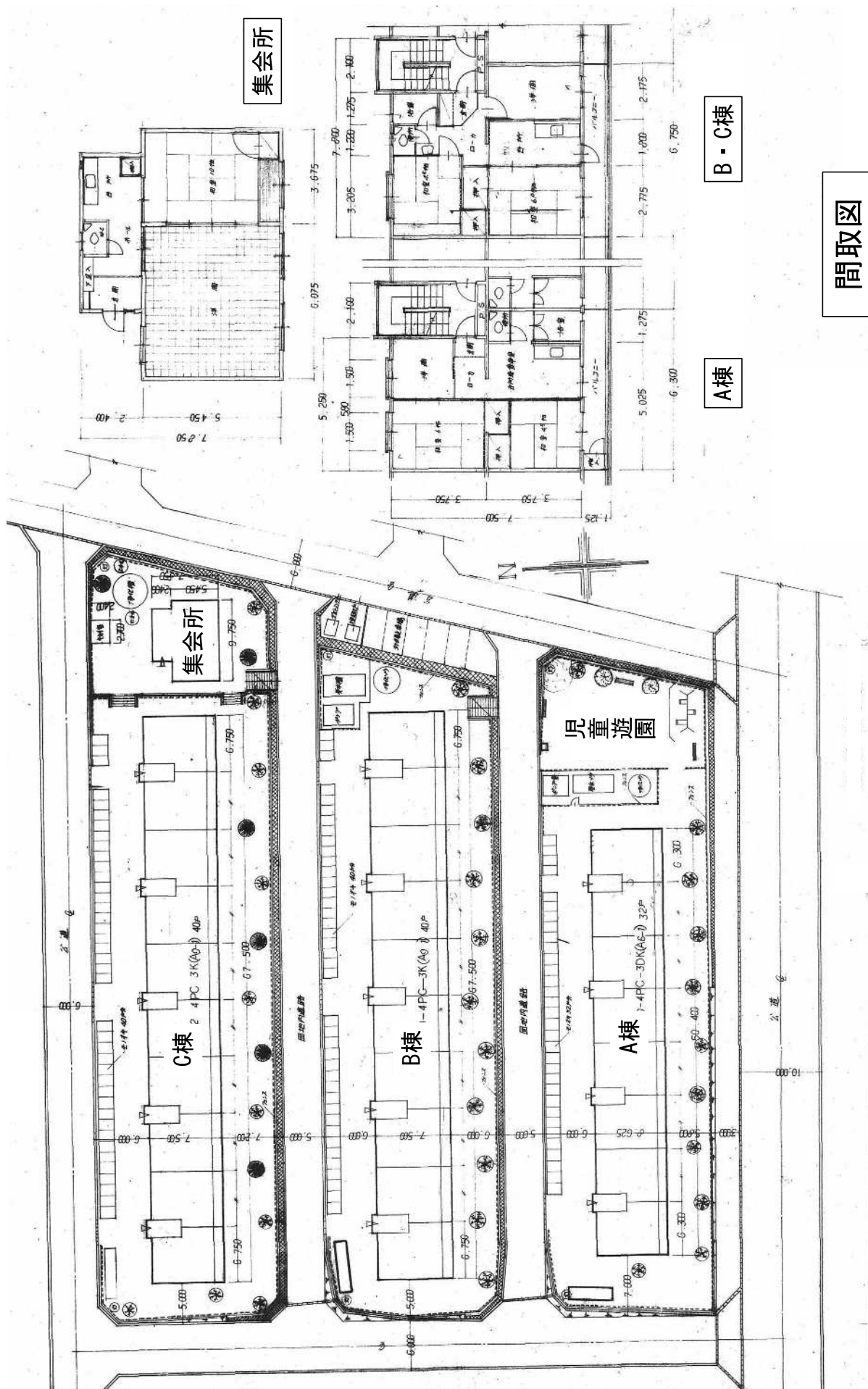
（構造・規模）

A棟	鉄筋コンクリート（パネル）造	4階建	延床面積 1,856 m ²
B棟	鉄筋コンクリート（パネル）造	4階建	延床面積 2,320 m ²
C棟	鉄筋コンクリート（パネル）造	4階建	延床面積 2,320 m ²
集会所	コンクリートブロック造	平家建	延床面積 68 m ²
付属棟	（ポンプ室・駐輪場・物置）		一式
外構整地			6,153 m ²

位置図

1 : 2,500


 今回工事場所



議案第58号

半田市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

半田市固定資産評価審査委員会委員高木香代は、令和7年9月27日をもって任期満了となるので、その後任として次の者を選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和7年6月24日提出

半田市長 久 世 孝 宏

住 所	半田市在住
氏 名	高 木 香 代
年 齢	50歳代

固定資産評価審査委員会委員 候補者 履歴等

特記事項						令和四	平成三十	平成二十九	平成二十六	平成二十二	年	現住所	半田市在住	氏名	履歴	年齢	五十歳代
												月					
						九	三	十二	一	四				高木香代			
						半田市固定資産評価審査委員会委員就任 現在に至る	税理士登録・高木香代税理士事務所開業 現在に至る	税理士試験合格	佐分力夫税理士事務所入所	高木宏税理士事務所入所							

議案第59号

半田市副市長の選任について

半田市副市長山本卓美は、令和7年7月10日をもって任期満了となるので、次の者を選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和7年6月24日提出

半田市長 久 世 孝 宏

住	所
氏	名
年	齢

半田市副市長 候補者 履歴等

特記事項											年	現住所	
											月		
											履歴	氏名	
													年齢

